

II 学校教育推進の重点



芋のツルを使って 喚尾東幼稚園

参考



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm
(文部科学省：学習指導要領)



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/gakkou.html> (兵庫県教育委員会：学校教育)



https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/index.htm
(文部科学省：中央教育審議会諮問・初等中等教育分科会)



https://www.fureai-cloud.jp/school_gakkyo/ (西宮市教育委員会：学校教育課)



https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/index.htm (文部科学省：告示・通達)



https://www.fureai-cloud.jp/school_kensyu/ (西宮市教育委員会：西宮市立総合教育センター)

1 子供の育ちのためにつながる

(1) 自主・自律の学校経営

取組みの重点

家庭や地域と教育課程を共有し、子供の志を支える

持続可能な社会の創り手となることができる子供たちを育成していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが求められる。そのために、学校は「社会に開かれた教育課程」を重視し、学校教育を学校外に開き、地域の人的・物的資源も活用したカリキュラム・マネジメントを確立し、地域との連携及び協働により、誰一人取り残さない学校教育の実現を目指す。

また、子供個々の特性や課題に応じた「指導の個別化」や子供自身が学習を調整する「学習の個性化」を図り、「個別最適な学び」（「個に応じた指導」）を実現する。そして、その成果を持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、それぞれの学びを一体的に充実させることを目指す。

〈具体的的方策〉

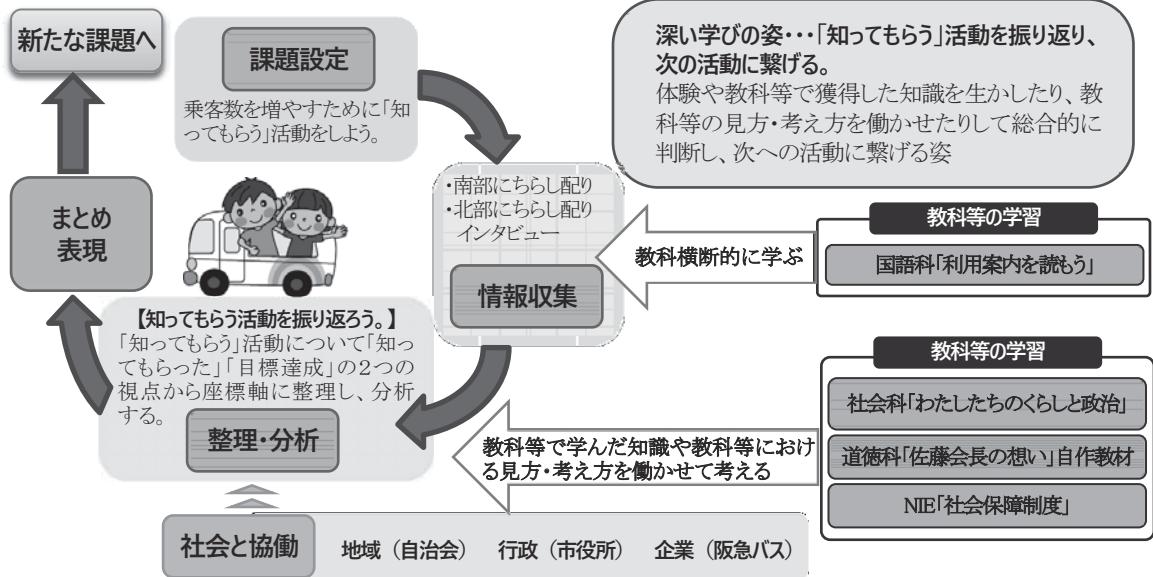
- ・学年や校種を越えてつながり、多様な子供たち一人ひとりの育ちや学びに見通しと責任を持つ。
 - ・学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応するために求められる資質・能力を教科横断的な視点に立って育成する。
 - ・校長のリーダーシップの下、全ての教職員が参加して行う「自己評価」と、学校運営協議会等が行う「自己評価」に基づいた「学校関係者評価」の結果を活用し、PDCAサイクルによる学校運営の改善を推進する。
 - ・全ての教職員は、学校教育目標及び学校経営方針のもとに一つとなり、それぞれの能力や適性を発揮するとともに、家庭や地域等と協働して教育活動に取り組む。(カリキュラム・マネジメントの確立)

〈関連資料等〉

○学校全体で取り組むカリキュラム・マネジメントの例 (令和4年度 北六甲台小学校)

学校教育目標を踏まえた教科横断的な視点による、生活科・総合的な学習の時間と各教科との内容事項の相互の関連付けを行い、子供にとって身近な社会である地域とのつながりを大切にした社会に開かれた教育課程の実現を目指す。

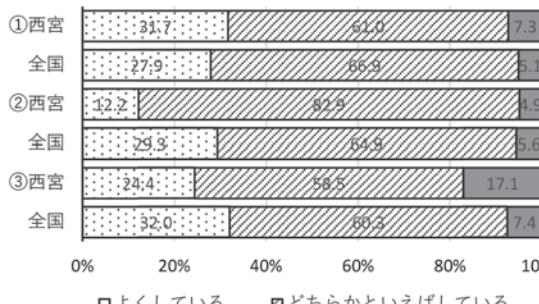
【バス DGs を実現しよう ーさくらやまなみバスの乗客数を増やそうー】



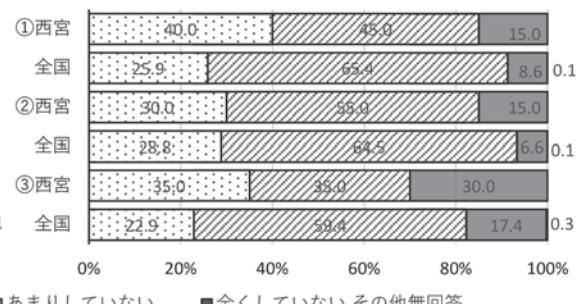
○「全国学力・学習状況調査」にみる西宮市の状況（令和4年度「全国学力・学習状況調査」学校質問紙をもとに作成）

- ①指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育内容を組織的に配列しているか
- ②児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データなどに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立しているか
- ③指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせているか

小学校(40校)義務教育学校(1校)特別支援学校(1校)



中学校(19校)義務教育学校(1校)



○個別最適な学びと協働的な学び（令和3年1月「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」中央教育審議会（答申）をもとに作成）

個別最適な学び

- ・児童生徒一人ひとりの目標の達成や課題の解決を目指した学習



運動会のリレーでゴールタープを切る様子
(西宮支援学校)

協働的な学び

- ・教師と児童生徒、児童生徒同士の関わり合い
- ・地域の方々等、多様な他者との関わり合い



地域に関する壁新聞を協力して製作している様子
(鳴尾中学校)

指導の個別化

- ・より重点的な指導等により効果的に指導する
- ・特性や学習進度等に応じて指導する

学習の個性化

- ・個々の子供に応じた学習活動を提供する
- ・主体的に学習を最適化することを促す

- ・学級や学年、異学年、地域、他校等の様々な人々との協働の場や交流の場を、ICTなども活用しながら設定する

○「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

（令和3年1月「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」中央教育審議会（答申）をもとに作成）

全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育む学校教育

学習機会と学力の保障

全人的な発達・成長の保障

身体的、精神的な健康の保障

改革に向けた6つの方向性

- ① 学校教育の質と多様性、包摶性を高め、教育の機会均等を実現する
- ② 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- ③ これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現する
- ④ 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- ⑤ 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- ⑥ 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

1 子供の育ちのためにつながる

(2) 家庭・地域との連携・協働の推進

取組みの重点

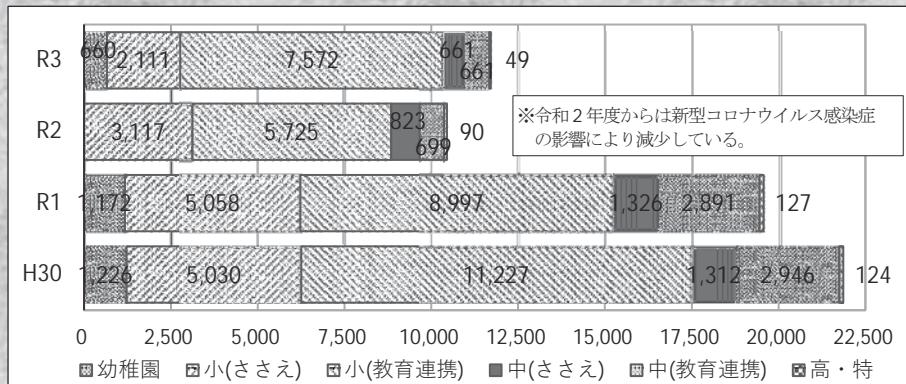
家庭や地域と目指すべき教育のあり方を共有し、協働活動を推進する

学校は、子供たちにとって、未来の社会に向けた準備の場であると同時に、現実の社会と関わりを持ちながら、毎日の生活を築き上げていく場でもある。学校そのものが、子供たちや教職員、保護者、地域の人々等から構成される一つの社会であり、子供たちが、様々な人と関わりながら学んだことを、人生や社会づくりに生かそうとすることが大切である。

この実現のために、学校には目指すべき教育の方向性を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくことが求められており、令和5年度からは、幼稚園を

〈関連資料等〉

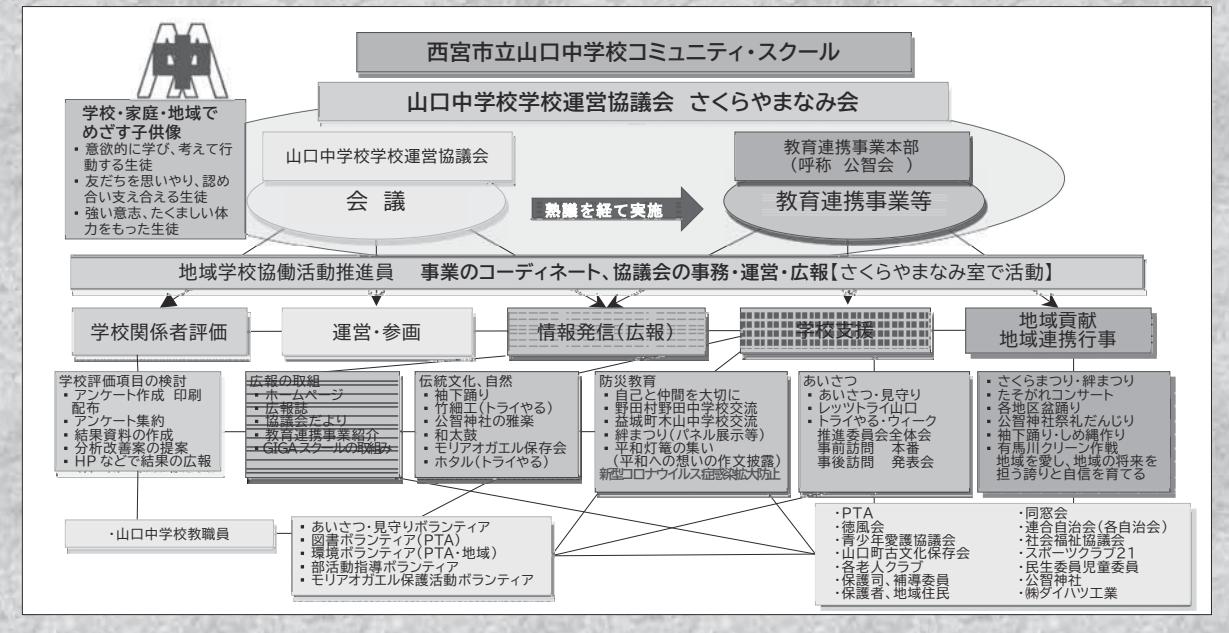
・○教育連携 登録ボランティア数（学校サポート「ささえ」を含む）



5年生の家庭科におけるミシンの学習を地域ボランティアが支援している。

(西宮浜義務教育学校)

○コミュニティ・スクールの推進体制（山口中学校）



1 子供の育ちのためにつながる

(3)つながりによる教育の推進

取組みの重点

子供の様子や地域の課題に応じた、校種間の具体的なつながりを全市で推進する

「つながり」を育む機会・方法を工夫し、生きる力にあふれた子供の育成を図るために、「縦」と「横」のつながりをもとに「確かなつながり」の実現に向けた取組みを進めてきた。

「縦のつながり」では、幼保認小連携（つながり事業）・西宮型小中一貫教育・中高の連携を、「横のつながり」では、コミュニティ・スクールを中心に家庭・地域との連携等を推進する。これまで培ってきたつながるためのしくみを大切にしながらICTなども効果的に活用し、学習内容等の関連性や連続性について研究を深めることにより、子供たちの課題を解消するとともに成長を共有し、豊かな育ちを保障していく。

＜具体的方策＞

- ・子供の育ちと学びを踏まえた連続性のある教育を推進できるよう、学校内や学校間、地域と情報や課題を共有するとともに、他校種の教育・指導内容を理解する。
- ・校種間連携で、地域の課題や目指す子供像や一貫した目標を共有し、課題の解消や子供の成長に向けた具体的な取組みを実践する。
- ・地域教材を活用したり、地域に根差した学習活動を開催したり、地域行事への参画を促したりするなど、地域の一員として自覚を持たせる。
- ・コロナ禍において、つながる手段として、ICTを効果的に活用する。

＜関連資料等＞

○小中一貫ブロックでの取組み



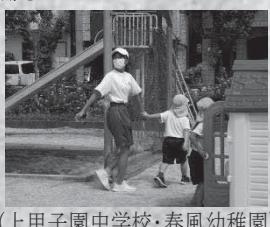
「StuDX Style」をテーマにした小中一貫の取組み
(苦楽園中学校・夙川小学校・北夙川小学校・苦楽園小学校)
「情報活用能力」の講演後にテーマをもとにして教科ごとに分科会を実施。各校種で大切にしていることや共通して大切にしたいことを交流し、今後のICTを活用した授業づくりや指導に生かすことを確認した。

人権フィールドワークの実施

(深津中学校・深津小学校・瓦木小学校)
「2小1中の会」で地域の人権フィールドワークを実施。実施後の感想をもとに、人権課題解消に向けた小中で系統ある指導や校種間のつながりの重要性等について交流した。

○幼稚園と中学校との交流

トライやる・ウィークでの交流
園児に手を引かれるトライやる・ウィーク中の中学生。5日間通じて活動する中で、互いにつながりを深めた。実施に際し教職員も事前に連携を図った。



(上甲子園中学校・春風幼稚園)

「西宮型小中一貫教育」

中学校区をもとに「小中一貫ブロック」を設置し、教科等指導・人権教育・生徒指導を「全市的な取組み」の三本柱として推進するとともに、「地区ごとの教育課題に沿った取組み」を推進している。



○幼稚園と小学校との交流

つながり事業を生かした幼小連携

小学校入学を控えた園児を小学校に招待し、小学1年生が案内して作品展を見学。作品を見ながら小学校の行事に触れ、入学への意欲をもつ機会となった。



(平木小学校・あおぞら幼稚園)

みやっこ「つながり」カリキュラム

学びの芽生えの時期（幼児期）から、自觉的な学びの時期（児童期）へのつながりを見通し、教職員同士・子供同士の交流活動に取り組む“連携”から、双方のカリキュラムをつなぐ“接続”へとステージを進めることを目的に、活用を推進している。



取組みの重点

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学習評価の充実を図り、授業改善に努める

「確かな学力」の定着のためには、学校教育法第30条第2項に示された学力の三要素をバランスよくはぐくむことが重要である。

単元や題材のまとまりの中で、子どもたちが「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という知識の質や量の改善とともに、「どのように学ぶか」という視点から、学びの質や深まりを重視することが必要である。

そのために、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるなどの授業改善に取り組み、子ども一人ひとりの学ぶ喜び・わかる嬉しさを積み重ねていく。また、ICTを効果的に活用し、これまでの実践との最適な組み合わせを実現し、全ての子どもたちの可能性を引き出す支援が大切である。

学習評価は、子どもの中の学習改善につなげることや、教師の指導改善を図る重要な役割があり、特に子どもたちが学習の成果を的確に捉えることができる学習評価の充実が求められる。

<具体的方策>

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、指導方法等の充実に努める。

- 探究的な学習の過程を重視した総合的な学習の時間の充実を図る。
- 学習指導要領に基づいた評価規準やルーブリックなどを示し、子どもに対して目標を明確に示した上で学習指導を行う。
- 評価の方針、方法、結果等について、市で示した評価規準表を自校の実態等にあわせて具体化し、学校全体で共通理解を図り、信頼性・妥当性のある学習評価を行う。
- 「わからない・できない」子どもへの手立てを明確に示した指導計画を立てる。
- 学力・学習状況調査等の結果を分析して、課題を把握し、授業改善等の具体的な取組みを推進する。
- デジタルコンテンツや児童生徒用ICT端末等のICT環境、学習を支援する人材の効果的な活用を図る。
- 学校図書館の機能を活用し、情報を適切に収集・選択・活用する技能や推論する力、見通す力等を身につけさせる。
- 基本的生活習慣の確立、家庭学習や読書等の習慣の定着がなされるよう、学校と家庭が信頼関係を構築し、手立ての共有に努める。

<関連資料等>

○「確かな学力」について～学力の三要素～

(「学校教育法」 第30条第2項)

(略) 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、**基礎的な知識及び技能**を習得させるとともに、これらを活用して**課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力**その他の能力をはぐくみ、**主体的に学習に取り組む態度**を養うことに、特に意を用いなければならない。※この規定は、中学校・高等学校に準用する。

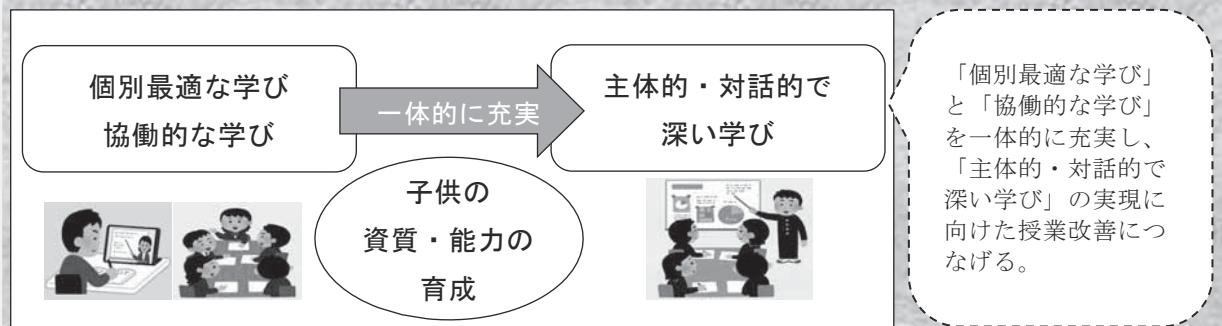
○子供たちに育むべき資質・能力

(平成29年3月「学習指導要領」前文)

一人一人の児童生徒が、**自分のよさや可能性を認識**するとともに、**あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働**しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となることができるようになることが求められる。

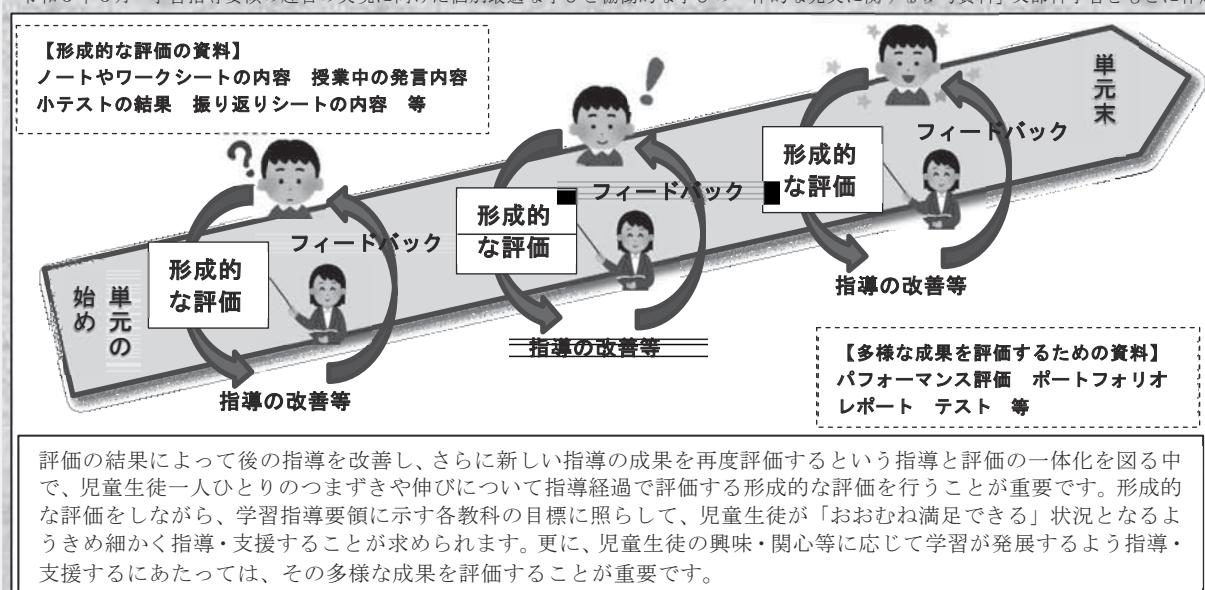
○「子供の学び」の姿

(令和3年1月「令和の日本型学校教育」の構築を目指して 中央教育審議会(答申)をもとに作成)

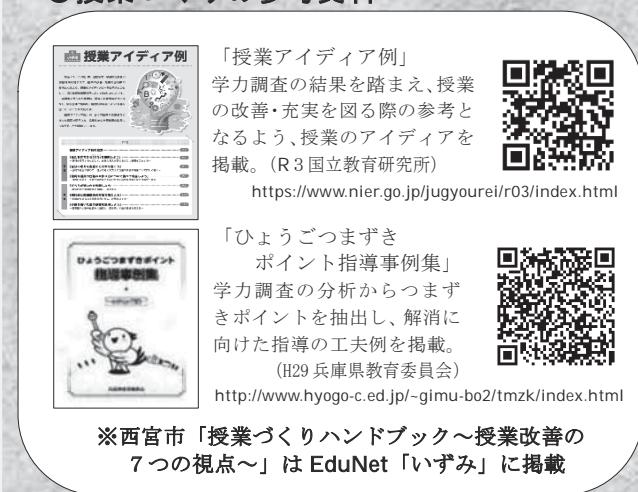


○「指導と評価の一体化」の考え方立った学習評価の改善

(令和3年3月「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」文部科学省をもとに作成)



○授業づくりの参考資料



○学習指導と学習評価のPDCAサイクル



○学校図書館の機能の活用

(平成29年3月「学習指導要領」より)

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。

＜学校図書館が有する3つの機能＞

「読書センター」：児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である

「学習センター」：児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする

「情報センター」：児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする

※詳細については、p.68「学校文化の拠点となる学校図書館」を参照

取組みの重点

考え方や気持ちを伝え合う、豊かな語学力・コミュニケーション能力の育成を図る

グローバル化の進展により、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、外国語を用いて互いの考え方を伝え合い、理解し合うことの重要性は増している。

このことを踏まえ、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造することができるよう、英語をはじめとする外国語教育の充実を図る。

また、言語の背景にある文化の理解や相手への配慮を行いながら、主体的に伝え合う能力の育成に取り組む。そして、豊かな語学力やコミュニケーション能力、主体性や創造性、チャレンジ精神・異文化理解の精神等をもってグローバルに活躍する人材を育成していく。

<具体的方策>

- ・ALT（外国語指導助手）や児童生徒用ICT端末等を効果的に活用して、自分の考え方や気持ちを伝え合う言語活動を中心に据えた授業づくりに取り組む。
- ・小学校においては、ALTだけでなく地域人材も活用し、中学年での外国語活動、高学年での外国語科の取組みを充実させる。
- ・中学校外国語科においては、小学校で学んだ音声から、文字への円滑な接続、学びの連続性を図る。
- ・高等学校外国語科においては、小学校及び中学校での学びを踏まえ、五つの領域の言語活動や話すことと書くことによる発信能力の育成に取り組み、コミュニケーションを図る資質・能力を育成する。

<関連資料等>

○発達段階に応じた取組み



(春風小学校)



(高須中学校)



(西宮高校)

小学生

ALTや地域人材を活用して、英語によるコミュニケーション能力の素地を養う。

中学生

外国語で自分自身の考え方や気持ちなどを伝え合う対話的な言語活動を行う。

高校生

聞いたり読んだりしたことに基づく話し合いや意見交換、書く活動を行う。

○参考資料

- ・「外国語教育はこう変わる！」(動画)
(令和4年 文部科学省 YouTube mextchannel)



<https://www.youtube.com/playlist?app=desktop&list=PLGpGsGZ3ImbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

- ・「外国語の指導におけるICTの活用について」
(令和2年 文部科学省)



https://www.mext.go.jp/content/20200911-mxt_jogai01-000009772_13.pdf

2 「生きる力」をはぐくむ

(3) 情報活用能力の育成

取組みの重点

児童生徒用 ICT 端末を日常的に活用し、情報活用能力を育成する

情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤となる資質・能力である。

そこで、児童生徒用 ICT 端末を日常的に活用し、「基本的な探究スキル」「問題解決・探究における情報活用」「プログラミング」「情報モラル・セキュリティ」の観点を関連させた情報活用能力を身につける必要がある。

プログラミング教育については、教育課程全体を見渡し、プログラミング的思考を育成する意図を持って指導することが大切である。

ネット依存やネットトラブル、健康被害等を防止するため、発達段階に応じて情報モラル教育を系統的に行うことも重要である。

<具体的方策>

- 各教科等の年間指導計画に、ICT の活用、情報モラルに関する指導を位置付ける。
- 授業の「課題把握」「個人思考」「集団思考」「まとめと振り返り」など、それぞれの場面で児童生徒用 ICT 端末を日常的に活用する。
- 適切なコミュニケーションの取り方や情報発信のあり方、個人情報やパスワード、著作権等の保護、トラブル回避、健康維持等について正しく理解させる。
- 教科等において、コンピュータを用いたプログラミングの体験等を通じて、プログラミング的思考を育成する授業に取り組む。

<関連資料等>

○情報活用能力を構成する資質・能力

知識及び技能

- 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能
- 問題解決・探究における情報活用の方法の理解
- 情報モラル・セキュリティなどについての理解

思考力、判断力、表現力等

- 問題解決・探究における情報を活用する力（プログラミング的思考・情報モラル・セキュリティを含む）

学びに向かう力、人間性等

- 問題解決・探究における情報活用の態度
- 情報モラル・セキュリティなどについての態度

（令和2年6月「教育の情報化に関する手引(追補版)」文部科学省 より）

○児童生徒用 ICT 端末を活用した学びのステップ

ステップ1

- “すぐにでも” “どの教科でも”
“誰でも” 活かせる児童生徒用
ICT 端末

ステップ2

- 教科の学びを深める
教科の学びの本質に迫る

ステップ3

- 教科の学びをつなぐ
社会課題等の解決や一人ひとりの
夢の実現に活かす

（令和2年7月「1人1台端末・高速通信環境を活かした学びの変容イメージ」文部科学省をもとに作成）

○児童生徒用 ICT 端末を活用した授業例



デジタル教科書のコンテンツを活用してリズムを作成。その後すぐに再生してイメージ通りかを確認し、手拍子で表現した。
(鳴尾南中学校)

デジタル図鑑で調べ学習（国語）



特集

GIGAスクール構想の推進

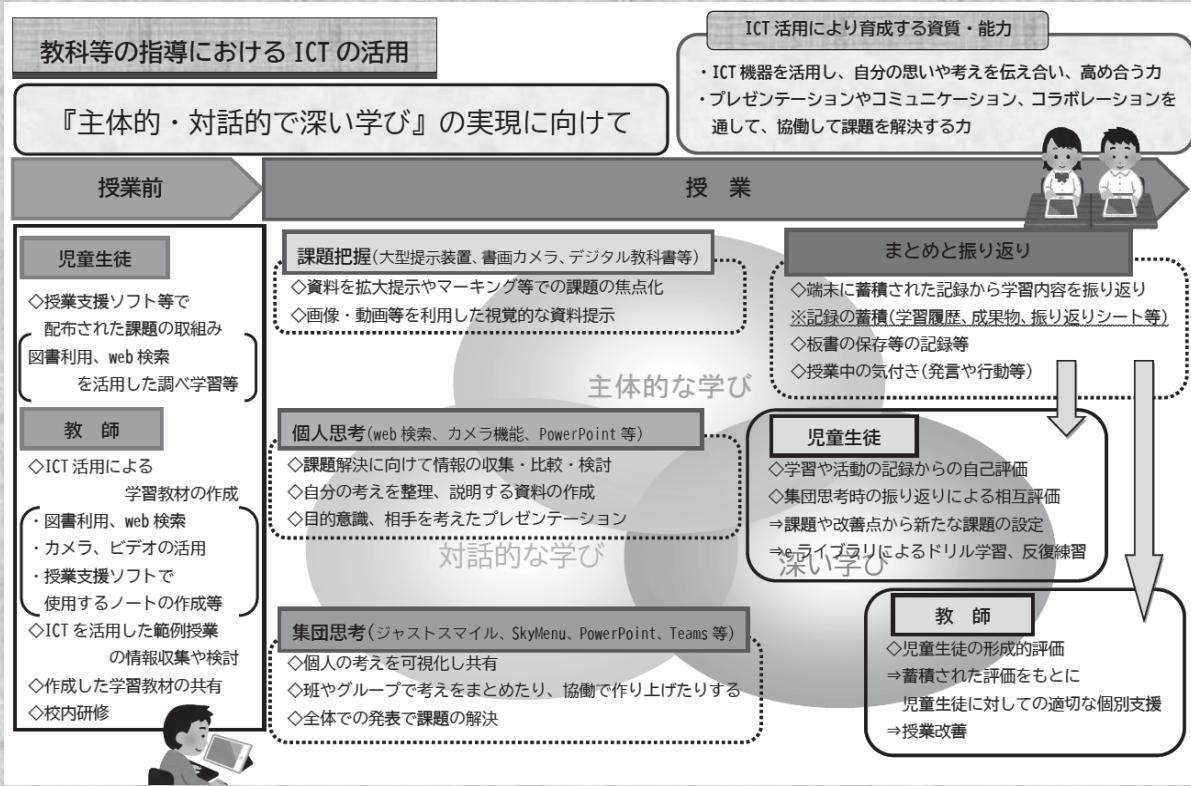
令和5年度の活用目標 授業で毎日1回以上の利用、家庭学習での利用

○西宮市GIGAスクール構想のススメ（ポータルサイト）

The screenshot displays the homepage of the 'GIGAスクール構想のススメ' portal. Key sections include:

- 臨時休業時の対応に関する資料**: Includes links to 'モバイルルータ必会台教報告' and '臨時休業中のICT活用'.
- 実践事例集**: Sub-sections include 'ICT活用実践事例', '手引き＆マニュアル動画' (with links to '教育系システム利用の手引き', 'MicrosoftOffice365', 'ライブプリ', 'スマイルネクスト', and 'SKYMENUクラウド'), and '情報活用能力' (with links to '情報活用能力 学習目標リスト', '情報活用能力育成 おすすめ単元表(小学校)', and '情報活用能力育成 おすすめ単元表(中学校)').
- まなみや動画**: A large section titled 'まなみや授業説明動画URL' containing a long list of URLs.
- タブレット授業実践事例**: Shows screenshots of tablet-based teaching examples.
- 手引き & マニュアル動画**: Shows screenshots of Microsoft Forms quizzes and a guide for '令和4年度(2022年度) 教育系システム利用の手引き'.

○授業におけるICT活用場面の整理



授業場面ごとの ICT 活用実践事例

課題把握

循環コードをもとに作曲

[西宮浜義務教育学校]



SongMaker を使って作曲し、Teams のテンプレートで学習の見通しを共有した

はじめてのプログラミング学習

[上甲子園小学校]



アンプラグド教材を活用し、プログラミング学習の見通しを持った

個人思考

動画を活用したキューブ練習

[段上小学校]



動画のヒントをもとにキューブの手順を考え練習した

プレゼン資料を作成

[上ヶ原南小学校]



集めた資料をまとめて、プレゼンテーションを行った

数学的活動を実感

[津門小学校]

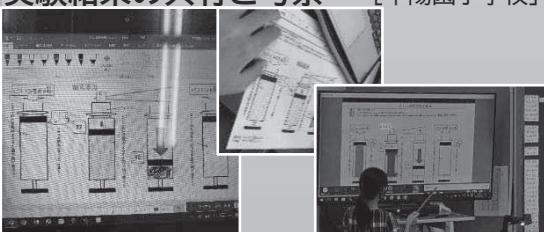


図形を半分に分ける活動を撮影し、タブレットで記録した

集団思考

実験結果の共有と考察

[甲陽園小学校]



実験の結果をスマイルネストで共有し、班で考察した

園児が楽しく使えるリープディスペンサーの制作

[浜脇中学校]



LEGO Spike を使って機構の作成とプログラミングを分担し、完成後は動画で保存した

まとめと振り返り

課題レポートのまとめ



実験結果を Teams で共有、考察し、Teams で課題レポートを提出した

地域を PR するポスターの作成

[西宮浜義務教育学校]



アドバイスしあって西宮浜を PR するポスターを作成し、地域の観光案内所に掲示した

2 「生きる力」をはぐくむ

(4) キャリア教育の推進

取組みの重点

自分らしい生き方の実現に向け、社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度を育てる

人は生涯、様々な立場でその役割を果たしながら、自分の役割の価値や自分と役割の関係を見いだしていく。このような営みの積み重ねがキャリアである。

キャリア教育では、子供が社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現していく「キャリア発達」を促すことを目指している。のために学校で学ぶことと社会の接続を意識し、子供の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力をはぐくむことが重要である。キャリア教育に取り組むにあたっては、特別活動を要としつつ、学校の教育活動全体を通じて組織的・系統的に行なうことが大切である。

<具体的方策>

- 指導資料等を活用しながら研修の充実を図る。
- キャリアノートや兵庫版「キャリア・パスポート」の活用を図り、学習や活動を見通したり、振り返ったりしながら、自分を見つめる場面を意図的に設定する。
- 児童生徒が成長や変容を自覚できるようにするために、対話的なかかわりを大切にする。
- 自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働できる体験活動を積極的に取り入れる。
- 自校の課題や教育目標を踏まえ、体系的・系統的な指導計画及び全体計画を作成する。
- 学年間・校種間、家庭や地域等との連携を図り、体系的なキャリア教育を推進する。

<関連資料等>

○発達段階に応じた活動

幼稚園児

サツマイモのつるを使って友達と一緒に遊びを考えたり、人と関わる力をはぐくんだりする。

(春風幼稚園)



小学生

地域の方の指導を受けながら、トライやる・ウイーク中の中学生とともに田植えに取り組み、協働するよさを知る。

(神原小学校)



中学生

トライやる・ウイークの一環として、地域の方との交流や様々な仕事の体験を通して、働くことへの意識を高める。

(山口中学校)



高校生

議場や市庁舎を訪問し、市政への提言を通して、自ら地域社会に参画する意識を高める。

(西宮高校)



○キャリア教育リーフレットシリーズ特別編



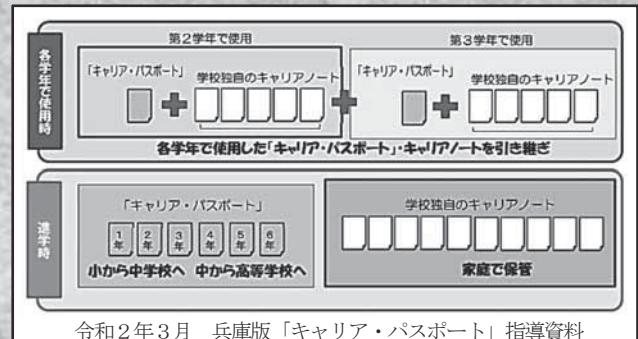
https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html



キャリア教育の考え方や必要性等が分かりやすく解説されている。また、校種間の連携等について、他の自治体の実践事例が多く掲載されている。

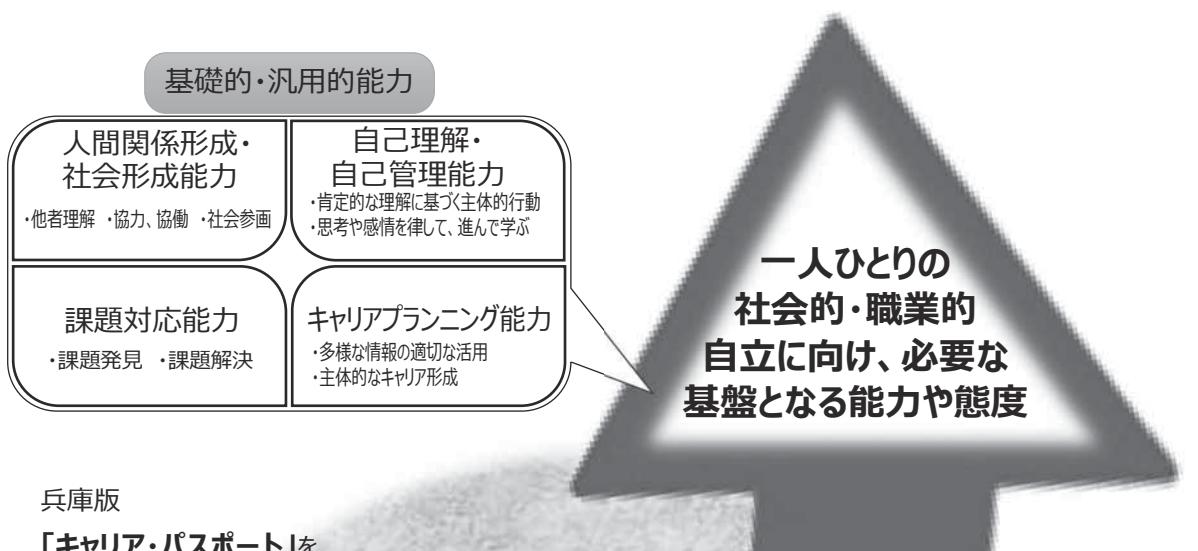
〔国立教育政策研究所
生徒指導・進路指導研究センター発行〕

○キャリアノート、キャリア・パスポートの引き継ぎのイメージ



令和2年3月 兵庫版「キャリア・パスポート」指導資料
兵庫県教育委員会より

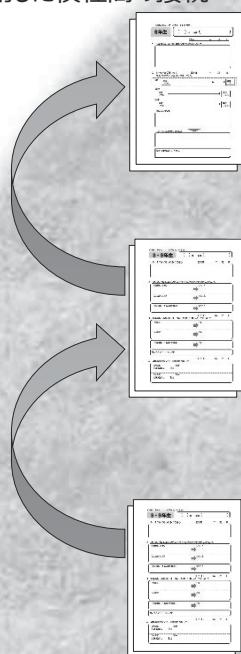
「生きる力」をはぐくむキャリア教育



兵庫版

「キャリア・パスポート」を

活用した校種間の接続



高等学校段階

- 生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成し、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立する

中学校段階

- 社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択・決定に導く

小学校段階

- 働くことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大等、社会性、自主性・自律性、関心・意欲等を養う

特別支援教育

- 個々の障害の状態に応じた、きめ細かい指導・支援の下で行う

家庭・地域・社会

- ・社会に触れる機会の充実
- ・体験活動を通じた機会の充実
- ・キャリア・パスポートを活用した子供の育ちを応援するつながり

幼稚園段階

- 自発的・主体的な活動を促す
 - ・人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わう
 - ・集団の中で自己を発揮し、他者に認められる体験をし、自信をもって行動する

○キャリア教育の実践に役立つ資料

- ・幼児教育資料・親子ノート「すぐすぐひょうごっ子」
(R1 兵庫県教育委員会)
- ・兵庫版「キャリア・パスポート」指導資料
(R2 兵庫県教育委員会)
- ・キャリア教育Q&A集～9年間を通じたキャリア教育の充実事業～中間報告
(R2 兵庫県教育委員会)

・特別活動を要としたキャリア教育 指導の手引き

(R2 兵庫県教育委員会)

https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/01career/pdf/13_tukutekutatudouwakanemotositakyaiakyousikusidounotebiki.pdf



・9年間の学びをつなぐキャリア教育 実践事例集

(R4 兵庫県教育委員会)

https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/01career/pdf/01_r3_9nen_career.pdf



2 「生きる力」をはぐくむ

(5) 幼稚園教育の推進

取組みの重点

教育活動の充実を図り、一人ひとりのよさと可能性を伸ばす

幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎となるばかりでなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。

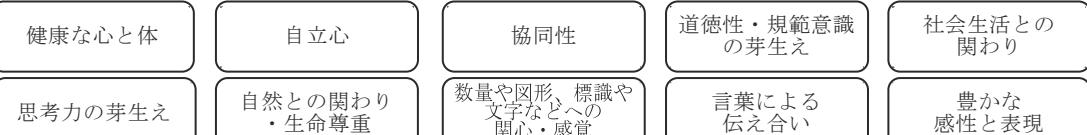
教職員は、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために適切な環境を整え、一人ひとりの特性に応じて指導することが大切である。また、子供の成長を切れ目なく支える観点から、小学校との円滑な接続が図られるよう連携を強化する必要がある。

西宮市立幼稚園では、多様な体験活動を重視し、遊びを通した総合的な指導から、学びの基礎を培い、後伸びする力をはぐくむよう取り組んでいる。幼児教育において発達や学びの連続性を見通した創意工夫のある教育活動を展開するために、幼児期に育みたい資質・能力を踏まえ、幼児理解に努め、保育の振り返りと指導の改善を行い、実践の質向上を図る。

※特区小規模保育事業所：保育所等待機児童の解消を図るため、国家戦略特区制度を活用した1～3歳児の小規模保育事業所

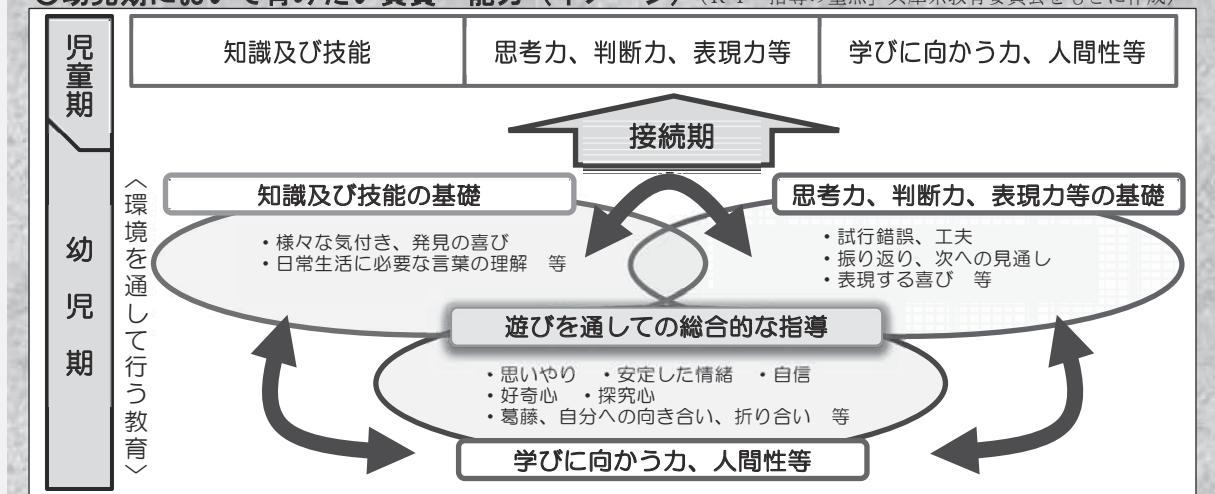
＜関連資料等＞

○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（平成30年3月「幼稚園教育要領解説」をもとに作成）



実際の指導では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。

○幼児期において育みたい資質・能力（イメージ）（R4「指導の重点」兵庫県教育委員会をもとに作成）



2 「生きる力」をはぐくむ ➤ (6) 魅力ある高校づくりの推進

取組みの重点

授業及び学習評価を改善し、各校の教育方針に基づき特色ある教育活動を進める

高等学校教育では、令和4年度入学生から年次進行で実施されている新学習指導要領の趣旨に則り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、多面的な学習評価を推進する。また、選挙権年齢や成年年齢の引き下げなどの状況を踏まえて、主権者教育やキャリア教育等を通じ、社会の中で自立する力の育成を図る。

文部科学省において新時代に対応した普通科の改革等が示された中、生徒の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策が求められる。存在意義や社会的役割、目指す学校像（スクール・ミッション）を具現化するために各高等学校において策定された教育方針（スクール・ポリシー）に基づき、中・長期ビジョンを見据えた特色ある教育活動を実施することで、魅力ある高校づくりを推進する。

＜具体的方策＞

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、学習者用端末等のICTの活用も含めた授業改善を全校体制で進める。
- ・「総合的な探究の時間」等を中心として、生徒が課題を見いだし、他者と協働しながら試行錯誤し、探究を深める学習を推進する。
- ・観点別学習状況の評価及び指導と評価の一体化について、さらに研究・研修を進める。
- ・生徒のキャリア形成に資する地域・大学と連携した活動、自然や伝統文化に親しむ活動、海外の多様な文化的背景を理解する活動や地域貢献活動等の体験活動を推進する。
- ・地域との連携・協働の視点を持ったカリキュラム・マネジメントに努め、社会に開かれた教育課程の実現を図る。
- ・各校の3つの教育方針（スクール・ポリシー）に基づき、特色化・魅力化を進める。

＜関連資料等＞

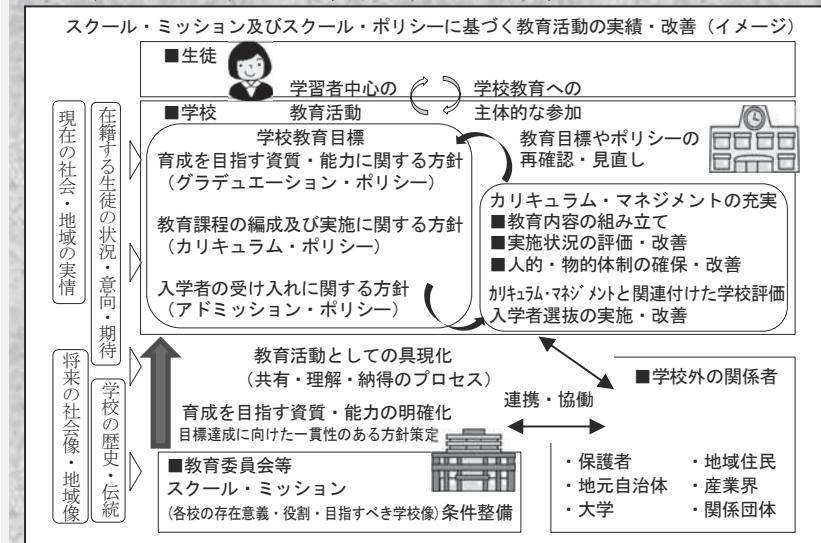
○ICTを活用した授業改善

各高校では、プロジェクターの活用を進めるとともに、生徒一人ひとりの学習者用端末等のICT環境を生かした教育活動の研究・研修を進めていく。



(「学習者用端末を活用した授業」西宮高校)

○スクール・ミッション及びスクール・ポリシー



（令和2年11月25日「これからの高等学校教育について」文部科学省をもとに作成）

○体験的な学びの推進

地域・大学と連携した活動や、国内外の多様な文化的背景を理解する活動等のキャリア形成に資する体験活動を推進している。例えば、西宮高校の「宮崎最先端技術研修」では、宮崎大学にてチームに分かれて大学教員や院生の補助を受け、最先端研究につながる内容を学び、実験結果に基づいた考察を発表している。



宮崎最先端技術研修（西宮高校）



東京研修（西宮東高校）

取組みの重点**関係機関と連携を深め、個々の障害の状態等に応じた指導や支援を行い、取組みをつなぐ**

特別支援教育は、全ての教職員で推進するものである。インクルーシブ教育システムの構築を目指し、幼稚園、小・中・義務教育学校の通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、個々の障害の状態等に応じた指導内容や支援を、組織的かつ継続的に工夫・改善することが一層重要である。その上で、合理的配慮の提供や、一人ひとりの教育的ニーズに応えるための指導を評価、改善することにより、子供たちの自立や社会参加につなげる。また、校種間や関係機関との連携により、長期的な視点での子供たちへの教育的支援を行う。

<具体的方策>

- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用し、医療・保健・福祉等の関係機関との連携や、一人ひとりの教育的ニーズに応じた

指導目標・自立活動を含む内容・方法を明確にした指導の充実を図る。

- ・入学、進級に際しては、早期から支援に必要な情報を確実に引き継ぐ。また、就学後も「今、どのような学びが必要であるか」を十分に見極め、学校や学びの場を柔軟に見直し、継続的な教育支援を行う。
- ・全ての教職員が特別支援教育に関する理解を深め、専門性を高めるとともに、指導力向上を図る。
- ・合理的配慮や支援体制について、校内委員会による組織的なPDCAサイクルを確立し、本人・保護者と合意形成を図る。
- ・通常の学級と特別支援学級の交流、学校間交流や副籍を置いた居住地校交流を通して、計画的、組織的、継続的な連携のもと、交流及び共同学習の充実を図る。

<関連資料等>**○交流及び共同学習の充実**

(参考資料①をもとに作成)

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、二つの側面は分かちがたいものである。特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で各教科等の授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。

○副籍をいかした居住地校交流

(参考資料②をもとに作成)

特別支援学校に在籍する全ての児童生徒が居住する地域の学校に副籍を置き、居住地校交流を実施することで、居住地域との結びつきを強め、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進する。

○全ての教職員の専門性の向上

(参考資料③をもとに作成)

全ての教職員が発達障害等に関する知識・技能を習得し、ユニバーサルな授業づくりや多様性を尊重した学級づくりを行う。また、特別支援学校教員全員の特別支援学校教諭等免許状所持を目指す。

○就学後のフォローアップと柔軟な対応

(参考資料④をもとに作成)

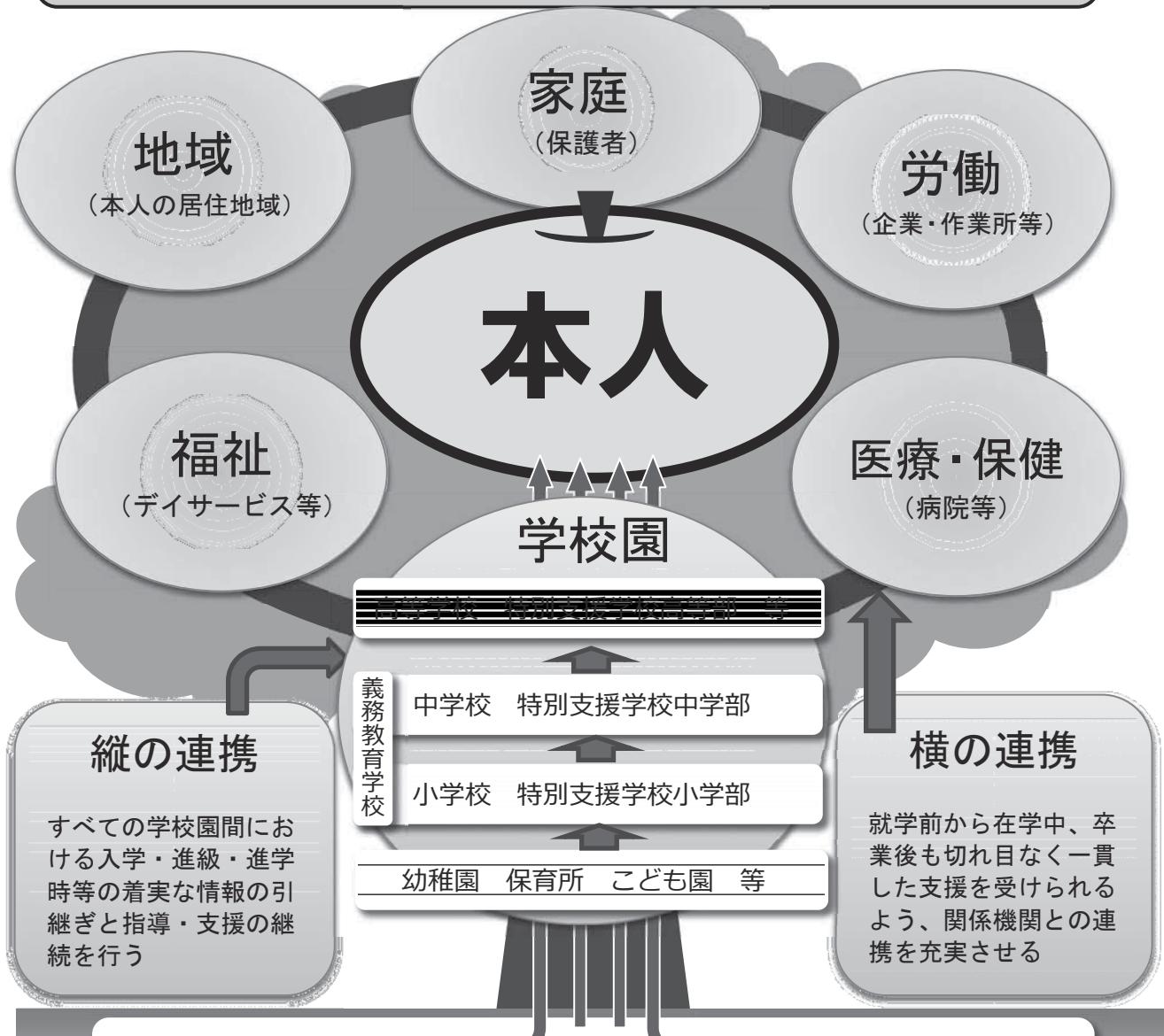
就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に変更できるようにしておくことが適当である。

○参考資料

- ①特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）（R4文部科学省）
- ②令和4年度「心のバリアフリー」推進事業実施要項（R4兵庫県教育委員会）
- ③特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）（R4文部科学省）
- ④障害のある子供の教育支援の手引（R3文部科学省）
- ⑤令和4年度版西宮市医療的ケア実施体制ガイドライン（R4西宮市教育委員会）
- ⑥特別支援教育ハンドブック（R4西宮市教育委員会）

全てEduNet「いづみ」に掲載

自立と社会参加を見据えた特別支援教育の推進 ～ 縦横連携の構築 ～



相互に認め合える全員参加型の社会（共生社会）

校内委員会

(特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、関係機関との連携)

校内支援体制の充実

- 子供の実態把握、具体的支援策の提示
- ユニバーサルデザインの学級・授業づくりの推進
- 本人の障害や特性に応じたICTの活用
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案
- 保護者との連携、信頼関係の構築
- 本人・保護者との合意形成
- ケース会議や支援会議の開催
- 医療的ケア児の校内支援体制構築
- 関係機関との連携・連絡調整
- 学びの場の柔軟な見直し 等

関係機関との連携

- トライアングルプロジェクト
 - 児童・生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル
 - ・学校と放課後等デイサービス事業所との連携
 - ・保育所等訪問支援事業の推進
 - ・支援会議等の開催 等
- ※参照：「西宮市版トライアングル・マニュアル」(R4.3 西宮市教育委員会)

※主な相談機関一覧 (p. 72・73 参照)

2 「生きる力」をはぐくむ

(8) 不登校児童生徒支援の充実

取組みの重点

不登校の子供の社会的自立に向けた支援の充実と、誰一人取り残されない学校づくりを進める

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。また、児童生徒にとっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択、社会的自立に向けた課題が存在することに留意する必要がある。

学校では、児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援策を講じることや、社会的自立へ向けて進路の選択が広がるよう支援することが重要である。既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように支援していくかを個々の状況に応じて考えていく必要がある。

また、学校に合わない子供が増えてきたという捉え方だけでなく、学校が子供に合わなくなっているという視点を持つ必要がある。このことから、新たな不登校児童生徒を生みださない魅力ある学校づくりを目指し、「誰一人取り残されない学校づくり」を推進することが重要である。

＜具体的方策＞

《不登校児童生徒への主な支援のあり方》

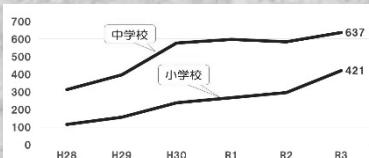
- ・担任・養護教諭等やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、必要に応じて関係機関を交えて組織的に対応する。
 - ・「児童生徒理解・教育支援シート」などを活用して、個に応じた支援、家庭との連携を行う。
 - ・資料「私たちに何ができるか」を活用する。
 - ・教育支援センター「あすなろ」を中心として社会的自立に向けて支援する。
 - ・但馬やまびこの郷、神出学園等の公的機関や民間施設等と連携を行う。
- 《全ての児童生徒を対象に子供が笑顔で通える魅力ある学校づくりの主な取組み》
- ・学校のきまりなど、これまでの学校の当たり前を、必要に応じて見直す。
 - ・児童会・生徒会活動をはじめとして、子供たちが主体的に判断し、決定して行動する場面を数多くつくる。
 - ・授業や行事等の工夫や改善に努め、充実感、達成感等を味わえるようにする。
 - ・地域行事や地域のボランティア活動への積極的な参加等により、地域で活動する楽しさや喜びを味わったり、チャレンジしたりする機会を大切にする。

＜関連資料等＞

○不登校に関する主な法律及び文部科学省通知等

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成29年2月14日施行)
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日付文部科学省通知)
- ・「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月10日付文部科学省通知)

○西宮市の不登校児童生徒数の推移 (H28～R3)



不登校児童生徒は増加傾向にあり、令和3年度末には小・中・義務教育学校で1000名を超えた。

○西宮市の不登校に関するガイドライン

- ・不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン
 - ・義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン
- (詳細は西宮市ホームページ「不登校児童生徒への支援について：不登校児童生徒の支援に関するガイドライン」を参照)

○今後重点的に実施すべき施策の方向性

- ①誰一人取り残されない学校づくり（教育機会確保法の学校現場への周知・浸透・チーム学校による魅力ある学校づくり）
 - ②不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握（児童生徒理解・支援シートを活用した支援策の策定）
 - ③不登校児童生徒の多様な教育機会の確保（教育支援センターの機能強化・フリースクールとの連携強化）
 - ④不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援（オンラインの活用等での教育相談の充実・家庭教育支援の充実）
- 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」より
(令和4年6月10日付文部科学省通知)

西宮市の不登校支援（教育支援センター機能）

不登校対策の実施

教育委員会 学校保健安全課



■不登校児童生徒支援事業 教育支援センター「あすなろ」の運営 「あすなろ」の各施設の一覧表（p. 71 参照）

■不登校児童生徒オンライン支援

- 「あすなろとーく」オンライン相談支援（随時）
- 「あすなろオンライン」【つながり】支援（週1日）

EduNet いざみで「あすなろとーく」「あすなろオンライン」のチラシを確認することができます。



■居場所センター事業

- 不登校児童生徒への「サポートルーム（別室）での支援」を行っている学校のための支援

■その他

- 不登校に関する研修会の開催
- 「私たちに何ができるか」（教員用資料）の活用
- 不登校に関する情報提供：西宮市ホームページ（学校保健安全課）
 - ・不登校に関するガイドラインなどの掲載
 - ・「あすなろ」の施設紹介（施設紹介動画あり）
- 民間施設（フリースクールなど）との連携、施設訪問及び情報交換会の開催
- 学校外の施設に通所する不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱いに関する協議
- 西宮市不登校対策庁内検討委員会の開催
- 西宮市不登校対策連絡協議会の開催
- 「あすなろ」周知のための学校訪問（職員会議等）

「不登校児童生徒への支援について」
西宮市ホームページより
<https://www.nishi.or.jp/kosodate/kyoiku/gakkokyoikou/oshirase/futoukousien.html>



「教育委員会」と「こども未来センター」が連携して、不登校にかかる取組みを進めていきます。

不登校の相談窓口

こども支援局 地域・学校支援

西宮市立こども未来センター



●来所相談・電話相談事業

- ・保護者等 Tel (0798)65-1881
- ・学校 Tel (0798)65-1882

<相談時間帯等は p. 72 参照>

●相談員による相談

【対象】不登校や情緒不安定、性格等の悩みをもつ市内在住の0～18才までの子供及びその保護者

●不登校に関する情報提供

●不登校児童生徒支援事業

「あすなろ みらい」 半日制・少人数制 週4日

西宮市立こども未来センター内（40名程度）

AM9:30～11:30、PM1:00～3:00

取組みの重点

子供の理解を深め、目標や計画を明確にして、自己指導能力の獲得を目指す

生徒指導では、一人ひとりの児童生徒の内面理解と人間的なふれあいに基づく指導を充実させるとともに、全ての教育活動を通して児童生徒の社会的資質や行動力が高まるように指導、援助していくことが大切である。指導に際しては、児童生徒の人権に配慮し、個に応じた指導を徹底するとともに、いかなる場合においても体罰は絶対に許されない。

学校では、一人ひとりの児童生徒自らが、現在及び将来における自己実現に向けた自己指導能力の獲得を目指し、生徒指導の方針・基準の明確化・具体化を図ることが重要である。

また、時代の変化に対応しながら、校則や学校のきまりについて、絶えず積極的に見直しを行っていくことや、全ての職員による組織的・計画的な取組み、地域・家庭・関係機関との連携に努めることが必要である。

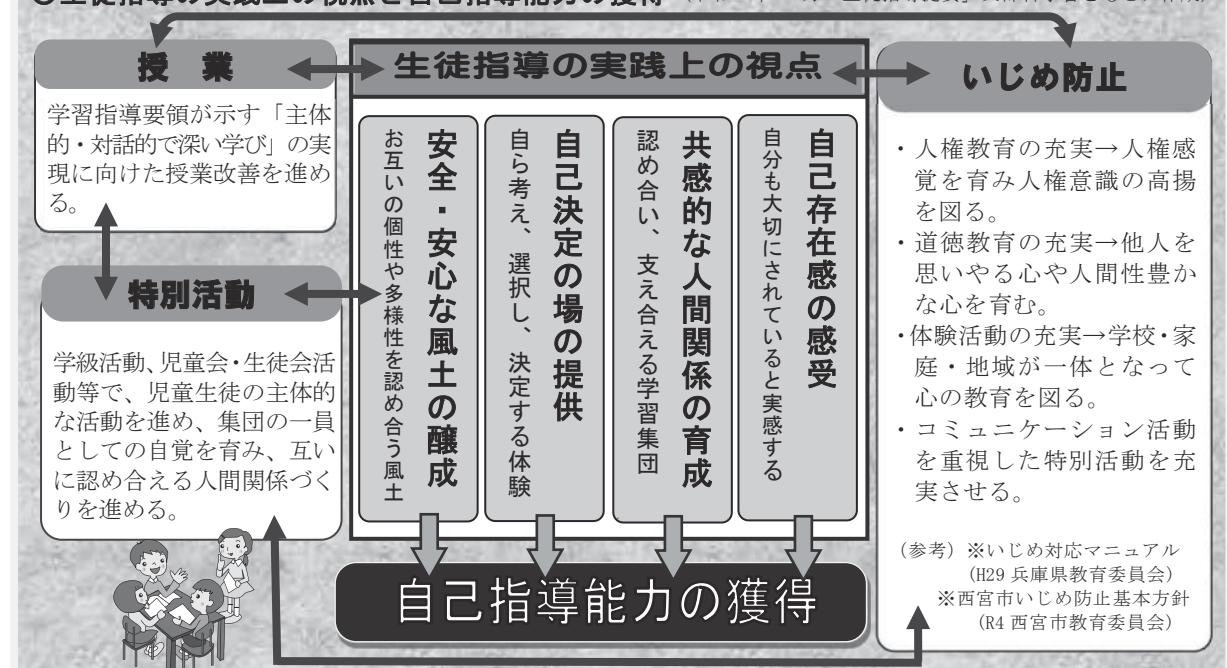
<具体的方策>

- 児童生徒や社会の変化に対応した生徒指導方針のもと、生徒指導の実践上の視点に留意し、自己指導能力の獲得に向けた開発的生徒指導に努める。

- いじめ・不登校・虐待・貧困等の今日的課題に対して、児童生徒・家庭・地域の実態に応じた手立てや未然防止策を考え、指導計画を作成して取り組む。スクールカウンセラーや全中学校区へ配置されているスクールソーシャルワーカーを効果的に活用するなど、組織的に対応する。
- いじめの定義を正確に解釈したいじめ認知が積極的に行われ、各校のいじめ対応委員会を中心となり早期解決に努める。
- 問題行動等への対応の際には、保護者との信頼関係を大切にするとともに、必要に応じて学校問題解決支援チームなどと連携する。
- 発達障害について理解を深め、特別支援教育コーディネーターや関係機関等と連携し、適切な指導・支援を行う。また、児童生徒の特性や取り巻く様々な要因に留意する。
- 被虐待事案への対応については、子供の安全を第一に優先し、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省）」をもとに関係機関との連携を図り、迅速かつ適切に行う。

<関連資料等>

○生徒指導の実践上の視点と自己指導能力の獲得（令和4年12月「生徒指導提要」文部科学省をもとに作成）



取組みの重点

家庭や地域と連携し、積極的に健康の保持増進を図る資質・能力を育成する

学校における健康教育は、心身の状況や発達段階、系統性を踏まえ、教育活動全体を通して進めることが重要である。

変化の激しいこれからの中社会を生き抜くために、自らの健康課題を主体的に解決し、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るために資質・能力を身につけるよう、家庭・地域との連携を図りながら健康教育に取り組む。

<具体的方策>

- ・子供が健康・安全について理解するとともに、健康課題の発見と解決に向けて思考・判断し、明るく豊かな生活を営む力を身につけられるよう、指導の充実を図る。
- ・健康診断や健康相談等を活用するとともに、個々の心身の状態を把握し、早期に対応できるよう、健康観察を実施し、適切な保健管理を行う。

- ・感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、HIVなど）について正しく理解し、リスクを自ら判断し、回避できる行動をとることができるよう指導に努める。
- ・アレルギー疾患の正しい知識と緊急時の対応能力を身につけ、発達段階に応じた自己管理能力の育成を図る。
- ・発達段階に応じて心身の発育・発達やがん教育を含む健康、性に関する知識や理解を深め、生命の尊重や自他の個性を尊重した行動をとができるよう指導に努める。
- ・心身ともに健康な子供の育成を目指し、精神保健コンサルテーションの充実を図る。
- ・家庭、地域に自校の健康課題や取組みについて発信し、学校保健委員会や学校運営協議会・教育連携協議会等の中で、子供の心身の健康や安全についての協議を進め、共に取り組む。

<関連資料等>

○アレルギー疾患に対する取組み



発達段階に応じた教材（栄養担当者会作成）を活用し、アレルギーに関する学習をした。
(津門小学校)

○発達段階に応じた性教育の取組み

学校における生命（いのち）の安全教育推進事業

若年層を対象とした性被害・加害を未然に防ぐため、関係省庁や民間団体の協力の下、新たに性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を実施し、学校における実証を通じた指導方法の他、関係機関との連携を含めた指導の充実を図る取組みなどに関する指導モデルを開発し、教育機関へ普及・展開を図る。

【令和5年度】全国の中高各学校において教育の開始



(参考) 生命（いのち）の安全教育教材 性犯罪・性暴力対策の強化について(文部科学省)
文部科学省 HPより
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



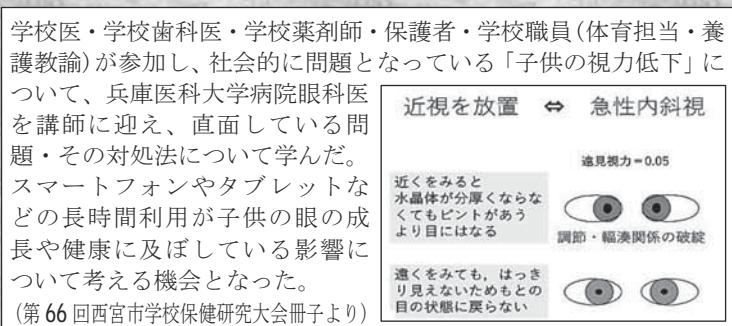
外部講師による6年生を対象とした「いのちの教室」。自他の性と生命の大切さについて学んだ。(高須西小学校)

○ICT活用にあたって児童生徒の目の健康を守る取組み



○第66回西宮市学校保健研究大会

「スマートフォン等による眼への影響」(WEB開催)



取組みの重点

自ら安全に行動し、人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する

学校における安全教育は、子供自身が、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる資質・能力の育成を目指している。

また、安全に配慮しつつ、子供自らが危険な状況を知らせたり安全点検に関わる体験活動に取り組んだりすることは、安全教育の観点から重要であり、子供の視点や協力による安全管理の取組みの充実につながる。

学校安全における「生活安全」「交通安全」「災害安全」の各領域を通じて、安全教育と安全管理に関する活動を充実させる必要がある。

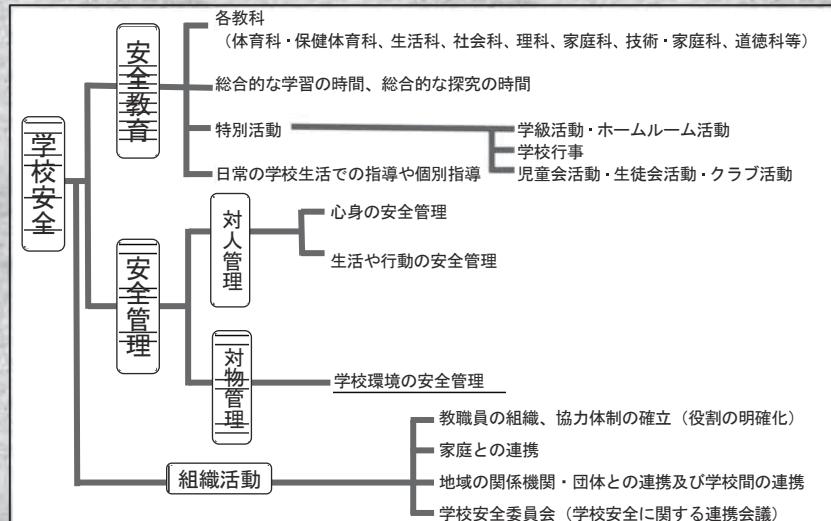
校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員の研修や家庭及び地域との連携を充実させ、子供たちの見守り活動や学校安全に関する組織活動の推進を図る。

<具体的方策>

- ・安全教育と安全管理の内容を関連、統合した学校安全計画を作成する。
- ・安全教育の目標や各教科等の年間を通じて指導すべき内容を位置付け、系統的・体系的な安全教育を実施する。
- ・交通安全・防犯・防災の観点から、可能な限り安全な通学路を設定し、通学路の合同点検の実施や地域安全マップの作成等を通じ、日常生活の中に潜む危険を予測し、事件や事故から子供の安全を守るように努める。
- ・自らの命を守り抜くために主体的に行動できる態度を育成できるよう、交通安全教室や防犯教室、薬物乱用防止教室等を実施する。
- ・発達の段階に応じて心肺蘇生法及びAEDなどの一次救命処置の講習を実施する。
- ・スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネット利用による犯罪被害の防止と適切な利活用を推進する情報モラル教室を実施する。

<関連資料等>

○学校安全の体系 (平成30年「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 文部科学省)



○交通安全教室



(上甲子園小学校)

○通学路の安全点検



通学路の安全点検を学校とPTA、警察、地域、行政等で協働して実施
(鳴尾北小学校)

○参考資料

学校の危機管理マニュアル作成の手引 (H30 文部科学省)

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf



2 「生きる力」をはぐくむ

(12) 防災教育の推進

取組みの重点

自らの生命を守るために、知識・技能を身につけ、判断し行動する力を育成する

発生が予測される南海トラフ巨大地震や多発する風水害等、突如襲いかかる様々な自然災害から、自らの生命を守るために、正しい知識や技能を身につけ、主体的に判断し行動する力を育成するため、防災教育の推進を図る。

災害発生時を想定した、年間の防災教育指導計画を作成し、様々な災害を想定した避難訓練を実施する。また、阪神・淡路大震災から四半世紀が経過し、震災を知らない世代が増える中、教職員はより意識して震災の経験や教訓を語り継ぎ、東日本大震災等の教訓を踏まえた実践的な防災学習により、災害から自らの生命を守るために正しい知識や行動力、災害に対して具体的に備える力を身につけさせる必要がある。

学校においては、地域の防災拠点として機能するよう防災体制の充実を図るとともに、立地条件等に即して、地域の災害特性を想定した「防災計画・防災マニュアル」を策定し、危機管理

意識や判断力の向上を図ることが大切である。

<具体的方策>

- ・防災教育副読本「明日に生きる」や各種防災教育教材を防災教育指導計画に位置付け、各教科・領域や体験活動を通じ、防災・減災について「自助・共助・公助」の視点を持たせる。
- ・あらゆる災害や時間帯・場面を想定した実践的な避難訓練を計画的に実施することで、具体的な避難行動を身につけさせる。
- ・「防災計画・防災マニュアル」を常に見直し、校内での研修を通じて共通理解とともに危機管理意識や判断力の向上を図る。
- ・地域の災害特性を理解したうえで、大規模災害を想定し、平素から家庭、地域、自主防災組織等と連携を強化し、「自らの生命を守る」行動へつながる防災訓練を実施する。
- ・普段から安全な校内環境整備を進め、災害に備える安全管理を行う。

<関連資料等>

○様々な連携を活用した実践的な防災教育の取組み



地域と連携した防災教育
2年生がトライヤー・ウェイクで、地域の方々とともに段ボールベッドを作成した。

(学文中学校)



出前授業による防災学習
国土交通省の研究官による、カードゲームを用いた防災教育の授業を実施した。

(安井小学校)



地域との合同防災学習
感染防止対策を講じた上で、消防団や地域住民とともに防災訓練を実施した。

(夙川小学校)



学校安全(防災)総合支援事業の取組み
防災アドバイザーを招いての防災研修。安全に避難するために必要な技術を教職員間で共有する。

(西宮支援学校)

○地域の災害特性を想定した防災計画・防災マニュアルの作成

- ・各校の立地条件等から災害特性を想定した防災計画・防災マニュアルを整備・作成する。
- ・実際の避難行動や安否確認、連絡体制等の各項目を校内で見直し、確認する。



- 「明日に生きる」を取り入れた防災教育
- 災害に備える校内環境の整備、安全管理の徹底
- 「要配慮者利用施設避難確保計画」の作成
(洪水浸水想定区域・土砂災害想定区域に立地する学校)
- 気象警報発令時を想定した校種間連携
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）などを通じた緊急情報発信時の対応

取組みの重点

「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育む

朝食の欠食、栄養素摂取の偏り、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加等の「食」に関わる問題は、子供たちの心身の健康に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって関係する。家庭生活の状況が多様化する中で、学校や地域等において連携・協働を図り、子供一人ひとりの「食べる力」を豊かにはぐくむことが大切である。

学習指導要領において、学校における食育が明確に位置付けられており、「食に関する指導の年間計画」を作成するなど、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進し、「食」に関する資質・能力を育成することが求められている。

学校給食については「学校給食衛生管理基準」に基づいて衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギー対応等を適切に行い、「食」の安全・安心を確立する。さらに、子供たちが発達段階に応じて「食」に関する正しい知識と望ましい

食習慣を身につけることができるよう、学校給食を「生きた教材」として指導に活用していく。

<具体的方策>

- ・「食に関する指導の年間計画」を作成し、教育活動全体を通じて食育に取り組む。
- ・「食」に関する体験活動・調理実習等により、技能を養うとともに、生産者へ思いをはせるようする。
- ・学校における食育の「生きた教材」となるよう、行事食や選択給食等の献立内容の充実及び西宮産の農作物を中心とした地場産物の活用等、より一層の取組みを進める。
- ・「学校給食献立作成・アレルゲン管理システム」を安定的に運用し、ヒューマンエラーによるチェック漏れなど学校給食における食物アレルギー対応の対象となる児童生徒の誤食の未然防止に努める。

<関連資料等>

○食育で育てたい「食べる力」

- ・心と身体の健康を維持できる
 - ・食事の重要性や楽しさを理解する
 - ・食べ物の選択や食事づくりができる
 - ・一緒に食べたい人がいる（社会性）
 - ・日本の食文化を理解し伝えることができる
 - ・食べ物をつくる人への感謝の心をもつ
- （令和2年「食育 実践の環（わ）を広げよう」
政府広報オンラインより）

○参考資料

「食育ハンドブック」



（兵庫県教育委員会体育保健課 HP 学校給食・食育について）
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~taiiku-bo/syokuikukakari/syokuikkutOP.files/syokuikkutOP.htm>

「食に関する指導の手引」-第二次改訂版-
(平成31年文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm

○食育の取組み



かまどでごはんを炊く体験を通して、日本の食文化にふれ、食に興味をもった。
(浜脇幼稚園)



地域の方の協力のもと、稲刈り体験を通して、収穫する喜びや大変さを実感した。
(山口小学校)



ちくわ作り体験において調理過程を知り、生産者へ思いを馳せる機会となった。
(生瀬小学校)



行事食「かぼちゃのゆず香汁」を通じて、季節を感じる給食となった。
(上ヶ原中学校)

取組みの重点

「考え方、議論する」授業づくり、家庭・地域等との連携を推進し、道徳教育の充実を図る

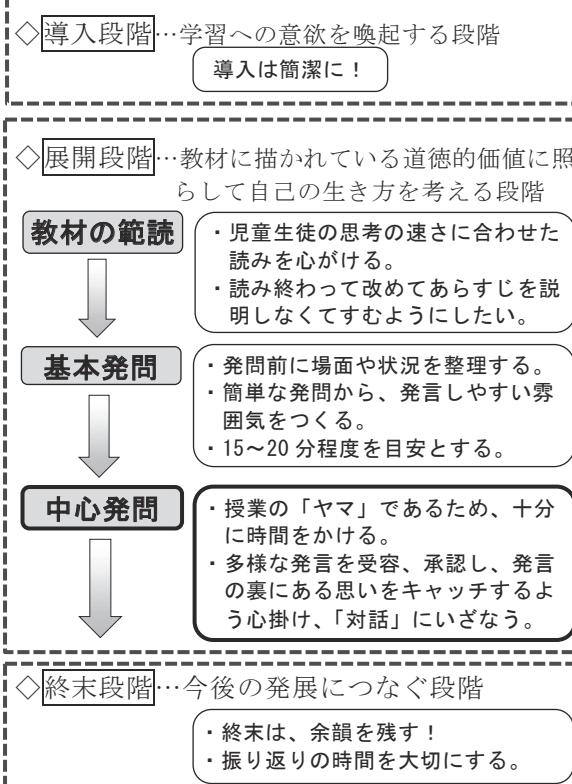
教育基本法には、教育の目的として、人格の完成を目指すことが示されており、その人格の基盤となる道徳性を養うことが道徳教育の目標である。その目標を達成するために、学校のあらゆる教育活動を通じて道徳教育を進めるとともに、道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）の一層の充実を図る必要がある。

道徳科では、児童生徒の道徳的諸価値の理解を基に、「考え方、議論する」ことで自己の生き方についての考えを深める授業づくりが大切になる。また、児童生徒の変容・成長を積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価も重要となる。それらを通して、道徳性を養い、よりよく生きようとする子供の日常生活につなげていく。

<関連資料等>

○基本的な道徳科の授業の流れ

R2年3月「対話的な学び」を通して生き方についての考えを深める道徳科の授業をめざして 兵庫県教育委員会をもとに作成



<具体的方策>

- ・児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえ、道徳教育の全体計画において、重点目標を設定するとともに、重点的指導内容を明確にした道徳科の年間指導計画を作成する。
- ・自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己や人間としての生き方についての考え方を深める道徳科の授業づくりを行う。
- ・授業公開や学校だよりの活用等、家庭・地域への啓発を進めるとともに、参画・協働による道徳教育を積極的に推進する。
- ・教科書及び兵庫県道徳副読本「心シリーズ」を学校・家庭・地域等、様々な場面で積極的・計画的に活用する。

○評価のための具体的な工夫

R2年3月「対話的な学び」を通して生き方についての考え方を深める道徳科の授業をめざして 兵庫県教育委員会をもとに作成

- ・児童生徒が学習活動を通じて多面的・多角的な見方へ発展させていることを見取る。
- ・道徳的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取る。

そのための工夫

工夫① 発言を聴く 話す
※板書の記録を残すと、授業記録になる。

工夫② 観察する 話す 聞く 書く 読む

工夫③ 記述させる 書く
※多面的・多角的な考えが書けるように工夫する。

工夫④ ヒアリングをする 話す 書く
※発言や記述が苦手な児童生徒に有効である。

○参考資料



「道徳教育に関すること」
(兵庫県教育委員会事務局義務教育課)
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimubo/09doutoku/doutoku.html>



道徳教育アーカイブ
～「特別の教科 道徳」の全面実施～
(文部科学省)
<https://doutoku.mext.go.jp/>

取組みの重点

豊かな人間関係の醸成を通して、多様な人々と共に生きていく力を育てる

人権教育の目標は、子供が発達段階に応じて、人権の意義や内容等について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるようにすることである。その個々の態度や行動が、人権が尊重される社会づくりにつながる。

そのために、人権が尊重される教育の場として、人権教育を基盤に据えた学校・学級づくりを進め、豊かな人権感覚をはぐくむとともに、人権に関する正しい知的的理解を深めることにより、人権意識を高めていくことが大切である。

また、人間尊重の精神を基盤として、多文化共生社会の実現に向け、異文化や異文化をもつ人々をはじめ、多様な人々と共生することができる力を育成していくことが必要である。

<具体的方策>

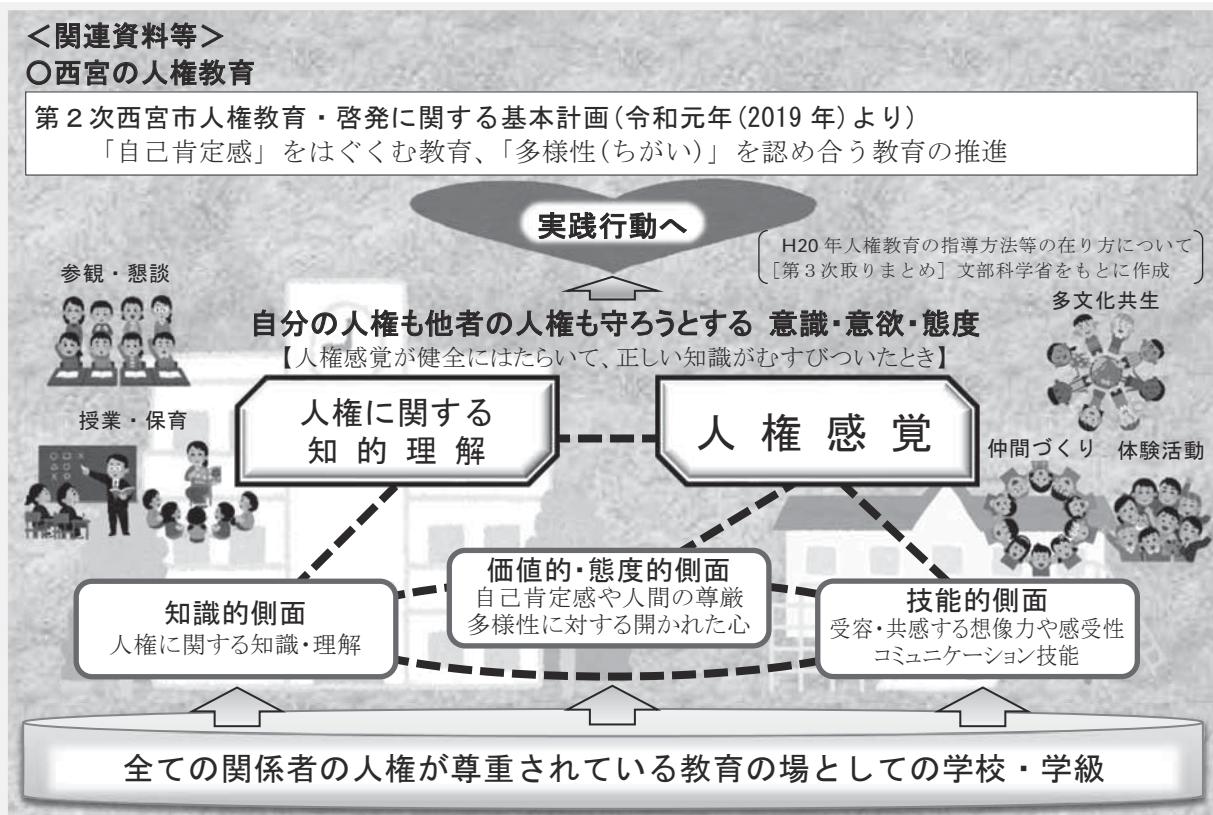
- ・校種間の連携、系統的な指導計画のもと、各教科・領域を活用した授業の充実を図り、人権学習の推進を図る。
- ・同和問題を中心として、女性、子供、高齢者、障害のある人、外国人、多様な性、インターネットによる人権侵害等、人権諸課題の解決に向けた取組みを、全教育活動を通じて計画的に進める。
- ・感染症（COVID-19、HIV、ハンセン病等）による偏見等を生じさせない学習を進める。
- ・日本語指導を必要とする幼児児童生徒の理解に努め、地域、関係機関との連携を図りながら生活・学習支援を充実させる。
- ・様々な体験や経験を通して、「命の大切さ」を実感させる。また、具体的な関わりや交流を通して、他の人の思いを共感的に理解し、多様な人々と共に生きる資質や技能を育てる。

<関連資料等>

○西宮の人権教育

第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画(令和元年(2019年)より)

「自己肯定感」をはぐくむ教育、「多様性(ちがい)」を認め合う教育の推進



西宮市同和教育基本方針 昭和46年(1971年)

同和教育は、人間教育の原点であり、民主教育の根幹である。したがって、「**西宮の教育は、同和教育に始まって同和教育に終わる。**」という認識のうえに、すべての教育施設、すべての家庭、すべての地域社会において、同和教育の推進に努める。

人権教育地区別研修会

昭和45年頃から、「同和教育地区別研修会」として教員の自主的な研修会からスタートした。以降50年にわたり、「一人ひとりの子供を輝かせる」という同和教育の追い求めてきた原点を変えないことなく、取組みを積み重ねている。現在は7つの地区に分かれて公開授業や研修会等を実施している。学校外での研修の中心的な場になり、西宮市の学校人権・同和教育の質的向上に大きな役割を果たしている。

【ねらい】

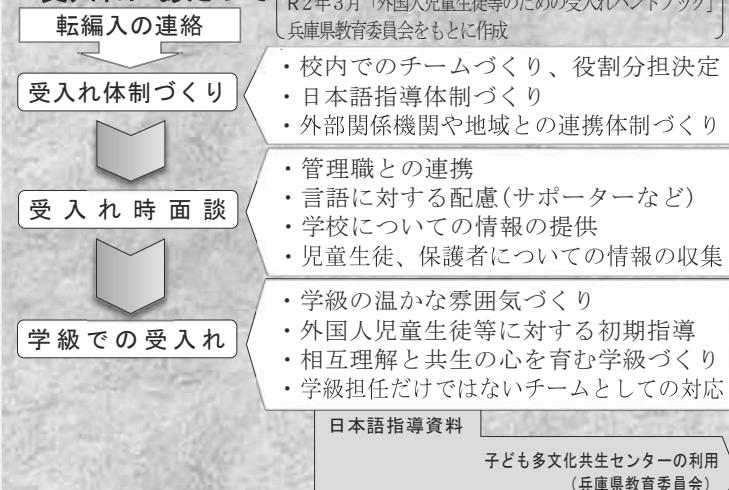
「指導者の人権・同和問題に対する認識を深めて指導力の向上を図り、生活上の具体的な人権問題を解決する実践力を育てること」や「部落差別をはじめとする人権課題解消にむけた指導を計画的・系統的に行うこと」を重点に、教職員の自主的な研修会として実施する。

(平成6年「続西宮戦後教育史」(西宮市教育委員会)をもとに作成)

○日本語指導を必要とする児童生徒数 (日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査より)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
19人	28人	28人	25人	34人	43人	49人	53人	49人

○日本語指導が必要な児童生徒の学級での受入れにあたって



○日本語指導を必要とする幼児児童生徒の支援体制

外国につながりをもつ子供たちの理解

支援として

- 子ども多文化共生センター(県)
- 多言語相談員(県)
- 生活・学習相談員(市)(幼児含む)
(就学前の相談・健康診断時の対応可)
- 日本語教室(市)
- 「特別の教育課程」の編成・実施の工夫(各校)



○参考資料

- 西宮市人権教育共通教材指導系統表【小・中学校】、教材資料(H30 西宮市教育委員会作成)
- 「在日外国人教育の推進について 全6集」(H9～H14 西宮市教育委員会発行)
- 「外国につながりを持つ子どもたちとともに～在日外国人教育に取り組むみなさんへ～」(H24 西宮市教育委員会発行)
- 「帰国・外国人児童生徒受入に伴う 学級担任ハンドブック」(H24 西宮市教育委員会発行)
- 「帰国・出国・入国される保護者の皆さんへ」(R3 西宮市教育委員会発行)
- 「西宮の国際教育 第7集」(R3 西宮市教育委員会発行)
- 「すべての子供に 溫かな居場所を～気付いてください 身近にいるセクシュアルマイノリティの子供たち～」(H26 西宮市教育委員会発行)
- 人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～(R3 文部科学省策定)

2 「生きる力」をはぐくむ

(16) 体力・運動能力の向上

取組みの重点

運動をすることの楽しさや心地よさを味わい、豊かなスポーツライフにつながる学習を展開する

体育指導においては、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と、多様な運動遊びや運動を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進や体力の向上を図ることを大切にする。子供が運動に親しむために、体つくり運動を基盤とした体育指導を行い、体を動かす機会の充実と運動をする習慣づくりなどに取り組む。

<具体的方策>

- 教育活動において幅広く、遊び・体育・スポーツ活動を位置付け、発達段階に応じて体を動かす楽しさや心地よさを味わえるようにする。

- 子供の能力や適性、興味・関心、地域の実態や校種間のつながりを意識した年間指導計画を作成し、指導の工夫・改善を図る。
- 各学年で習得すべき学習内容を整理し、系統的な学習を通して、体力や技能の向上をはじめ、しなやかで丈夫な体つくりに取り組む。
- 新体力テストの結果等を活用し、自己の体力や運動能力の状況を把握させ、主体的に体力向上を図る態度を育成する。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学習内容については、感染症対策を講じた上で工夫して学習を進める。

<関連資料等>

○みやっ子体力向上事業

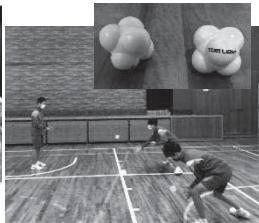
体育の授業をはじめとする学校教育活動の中で「運動プログラム」や「独自の準備運動」等を活用した体力づくりを推進する。



体つくり運動につながるサーキットトレーニング



学校独自の準備運動



イレギュラーボールを使用し反応を高める運動

○指導者向け研修会

子供の体力を向上させるために、専門的な見地からの研修会を実施

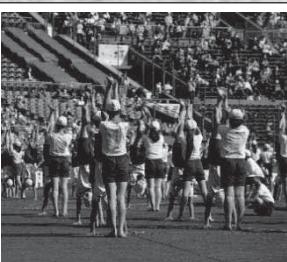


ヴィッセル神戸チーフスクールコーチによる講義

○西宮市立小学校連合体育大会・西宮市中学校連合体育大会



甲子園球場での演技の発表



体つくり運動の集大成としての団体徒手体操



学校代表としての走競技

体育の授業での取組みをひとつの演技として発表するとともに、体育的活動を通じた市内児童生徒の交流を図る。

○トップアスリートによる出前授業



足が速くなるダンス with NOBY



阪神タイガースによる
「ベースボール型ゲーム」

○みやっ子体力向上すくすくプラン

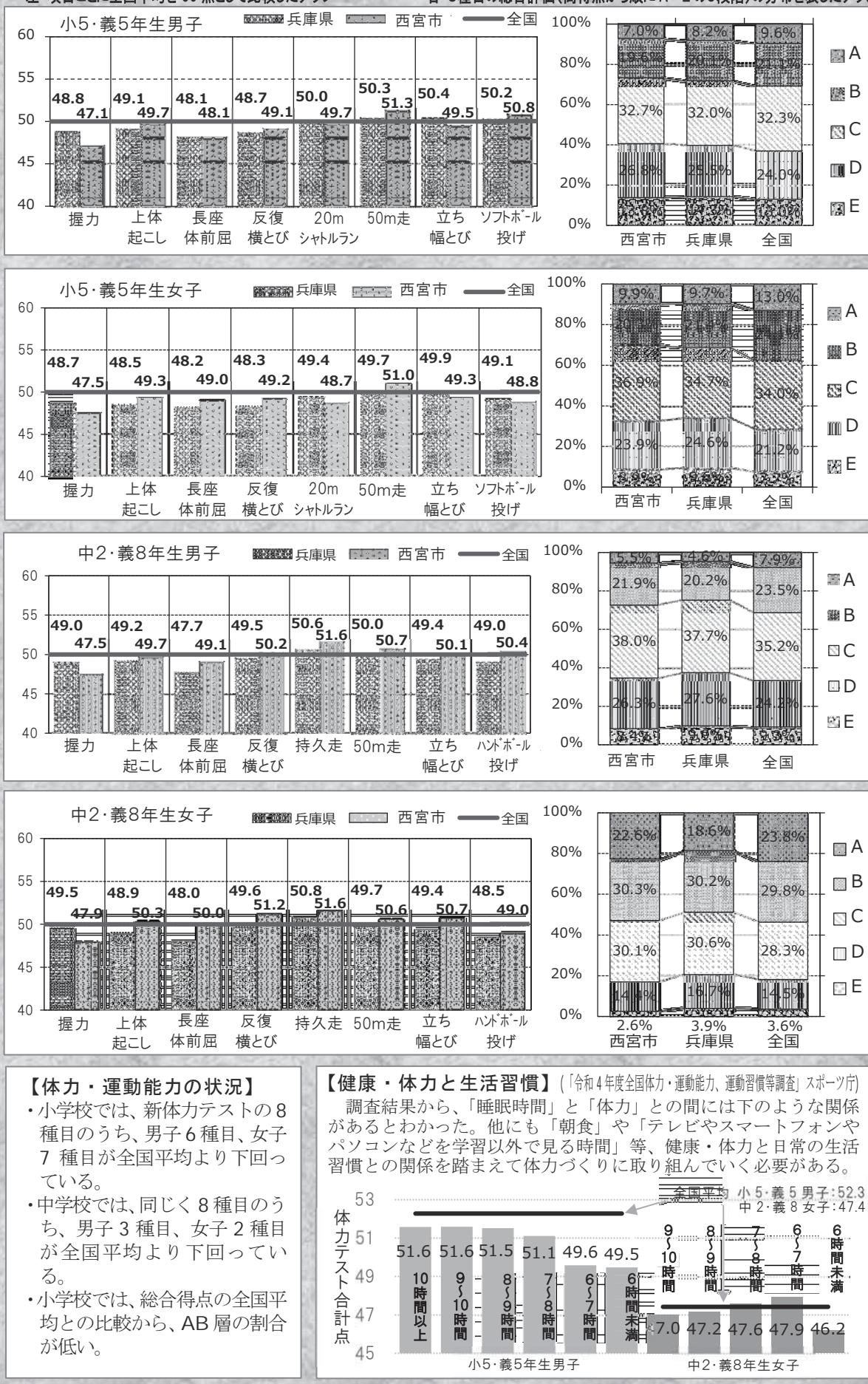


体つくり運動に関するリーフレットと指導資料を活用した、体力向上に向けた学校と家庭での取組みを推進

○新体力テスト結果（「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」スポーツ庁）

左：項目ごとに全国平均を50点として比較したグラフ

右：8種目の総合評価(高得点から順にA～Eの5段階)の分布を表したグラフ



3 子供の育ちをささえる

(1) 教師の資質能力の向上

取組みの重点

新たな教育課題に対応するために、キャリアステージに応じた研修を行う

新たな知識や技術の活用により社会の進歩や変化のスピードが速まる中、教師の資質能力の向上は重要な課題である。学校を取り巻く変化を前向きに受け止め、子供一人ひとりの学びを最大限に引き出すため、教職生涯を通じて探究心を持ち、自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが求められている。

自ら課題を見出し、積極的・継続的・計画的に研究・修養に励み、キャリアステージに応じた研修計画のもと、自らの強みや弱み、今後伸びすべき力や学校で果たすべき役割等を踏まえながら必要な学びを主体的に行っていくことが大切である。

<具体的方策>

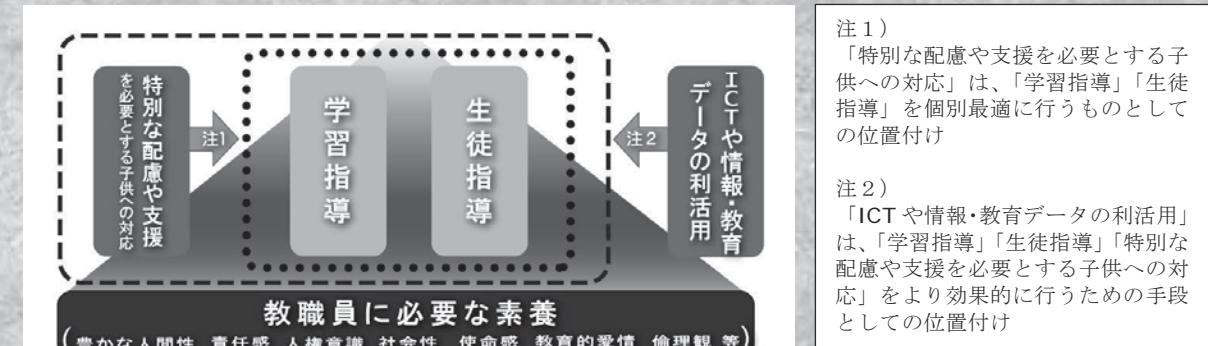
- 教員資質向上指標等を活用し、各自のキャリアステージに応じた研修計画を立てる。
- 職務研修等により、授業力や生徒指導力、学級経営力等の資質能力をキャリアステージに応じて身につけていく。
- これまでの実践とICTとを最適に組み合わせた学習活動の充実に向け、指導力の向上を図る。
- 研修履歴を活用した教師と学校管理職との対話のもと、教師は自らの専門職性を高めるために主体的に学びをマネジメントし、自らの職能開発のニーズを踏まえた目標を設定する。

<関連資料等>

○キャリアステージに応じた教員研修計画（「令和5年度 兵庫県教員研修計画」をもとに作成）

年次	1	5	10	15	20	25	30	35	
キャリアステージ	第1期（採用～5年目） 実践的な指導力を伸ばす	第2期（6年目～20年目） 職務に応じて専門性を伸ばす	第3期（21年目以降） より高い力を身につけ後進の育成に生かす						
■初任者研修									
■2年次教員研修 ■3年次教員研修 ■4年次教員研修 ■5年次教員研修									
■主幹教諭研修 ■中堅教諭等資質向上研修 ■15年次相当研修									
■教頭研修 ■校園長研修									
■専門研修 教科・領域、様々な教育課題に関する研修									
■自主研修 研究会・オンライン講座・セミナー・シンポジウムへの参加等									

○教師に共通的に求められる資質「5つの柱」



(R4 「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」文部科学省をもとに作成)

3 子供の育ちをささえる

(2) 校内研究の推進

取組みの重点

学びの質を高める授業改善を柱とした、組織的・計画的な校内研究を行う

授業づくりにおけるこれまでの教育実践の蓄積を継承しつつ、時代に応じた資質・能力をはぐくむために、全教職員が、組織的・計画的に校内研究に取り組むことが不可欠である。特に、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を中心に据えた校内研究を進めることが重要である。

そのためには、研究担当者が核となる校内研究を推進し、教員同士が共に学び合い、高め合うことで、子供の学びや育ちを保障する土壌をつくる必要がある。

<具体的方策>

- ・学習指導要領の側面から、カリキュラム・マネジメントや「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善の研究を充実させる。
- ・日常的に学び合う校内研究体制を充実させる。
- ・事前・事後研究会で学び合う喜びを実感できるよう研究会の進め方を工夫する。
- ・PDCA サイクルにより研究推進計画を組織的・計画的に進め、次年度の取組みへつなげる。

<関連資料等>

○授業改善を柱とした校内研究の取組みと児童生徒の様子

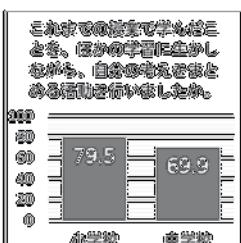
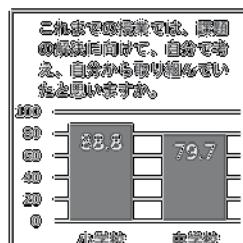
(令和4年度全国学力・学習状況調査質問紙
西宮市の結果より)

【学校質問紙（肯定的な回答の割合）】



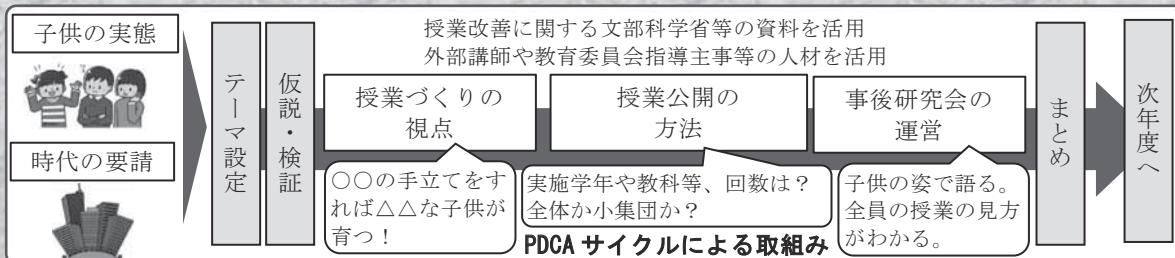
実践的な研修が行われている。

【児童・生徒質問紙（肯定的な回答の割合）】



自校の課題をもとに校内研究に取り組むことが大切である。

○校内研究の道筋（モデル）



○校内研究を活性化させる手法（事前・事後研究会の持ち方、研究会の工夫等）

【事前・事後研究会の実施】

- 研究テーマにそって、教員間で指導案を検討するなど、価値観や課題意識を確認する。
- ねらいや授業仮説とともに、授業を見る視点や評価の指標を共有する。
- 事前研究会で共有した指標をもとに、研究会の主題を設定する。
- 活発な意見交流ができるように体験・作業・討議を中心とした活動を取り入れ、参加者が主体的に関わることができるように工夫する。

【日常化させた研究会】

- 学年、教科、経験年数等の小集団による授業公開を行う。
- ・学年内や教科内で授業を見あう。
 - ・年間でペアやグループを作り授業を見あう。
- ↓
- ・空き時間や放課後を使い、ポイントを絞って協議する。
- ↓
- ・全校研究会で小集団の取組みを交流する。

【校内研究テーマ例】

- 子供自ら「やってみよう。」「遊んでみよう。」と思える保育の創造
(南甲子園幼稚園)
- 思考力・判断力・表現力に焦点を置いた授業開発と、その評価の構築
(東山台小学校)
- 「学び合い」を通した協働的な学びの実現
(深津中学校)
- 新学習指導要領に基づいた授業改善とGIGAスクール構想に伴う1人1台端末の活用について
(西宮高校)

3 子供の育ちをささえる

(3) 業務改善による教育活動の充実

取組みの重点

健康及び福祉の確保を図り、効果的な教育活動を推進する

学校におけるこれまでの働き方を見直し、業務改善を進める中で、教職員の専門性を生かしつつ、業務に集中できる時間や、子供と向き合うための時間を十分確保する。さらに教職員が日々の生活の質や人生を豊かにすることで、ワーク・ライフ・バランスを保持し、自らの人間性を高め、持続可能で効果的な教育活動を行うことができるよう取組みを推進する。

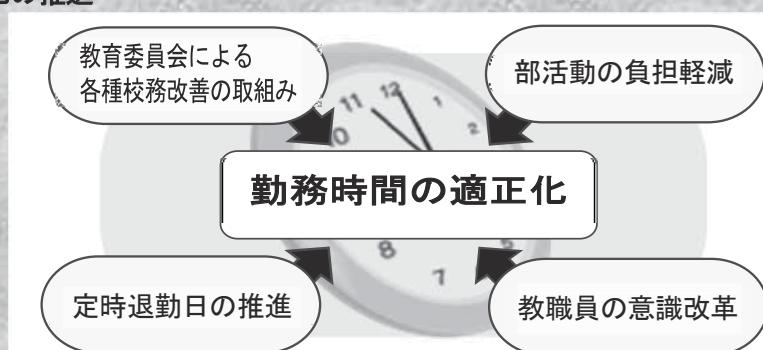
<具体的方策>

- 定時退勤日、ノーブル活動などの完全実施を図る。

- 業務量の適切な管理に関する規則及び方針により超過勤務時間を削減する。
- 校内組織等による業務改善、取組目標の達成を推進する。
- 業務改善アドバイザーの活用により教職員の意識改革を図る。
- 勤務時間の可視化による教職員の勤務実態の把握及び着実なマネジメントを推進する。
- ICT の活用による業務の負担軽減及び効率化を推進する。

<関連資料等>

○勤務時間適正化の推進



○教育委員会の取組み

<令和4年度に実施した主な取組み>

- 中学校の欠席連絡アプリの導入（小・義務教育学校は令和3年度より）
- 勤務時間適正化に関するHP、市政ニュースによる広報
- 中学校部活動方針の推進、高校部活動方針の本格実施
- 電話機の自動音声案内の実施
- 校務支援システムの改修・更新
- 新文書連絡システムの導入（令和5年1月より）

<令和5年度に予定している主な取組み>

- ICT を活用した業務効率化の推進（情報共有ツールや連絡ツールの活用、アンケートフォームの作成等）
- 調査、照会等の削減や見直しの推進

○市政ニュースによる広報

教職員の勤務時間適正化の取組紹介

教育委員会は、学校の働き方を見直し、業務改善を進めています。教職員の健康を確保し、児童に対して効果的な教育活動ができる環境づくりに、ご協力をお願いします。



- | | | |
|------|--|-----------------|
| 取組事例 | ▶ 登園・登校時間の設定 | ▶ 全学校で自動音声案内の導入 |
| | ▶ 小・中・義務教育学校で欠席連絡アプリを導入 | ▶ 部活動の休養日の設定 |
| | 中学校では週2日以上（平日1日、土日1日）の休養日を設定。高校でも休養日を試行実施中 | |

学校園からのお願い

- | | |
|----------|---|
| 保護者 | 緊急の場合を除き、午後5時以降の学校園への電話連絡はできるだけ控えるよう、ご協力ください。夜間の相談等を希望する場合は事前に学校園へご相談ください |
| 各種団体・事業者 | 学校園への配布物の依頼は、教職員の負担となりますので、控えるようご協力ください |

問 教育職員課（0798・35・3866） HP 46249683

○参考資料

- 教職員の勤務時間適正化推進プラン（H29.4 兵庫県教育委員会策定）
- 学校における働き方改革の取組の徹底について（通知）（H31.3 文部科学省事務次官通知）
- 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針（R2.1 文部科学省告示第1号）
- 学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について（通知）（R2.10 文部科学省通知）
- 改訂版 全国の学校における働き方改革事例集（R4.2 文部科学省通知）

3 子供の育ちをささえる

(4) 計画的・効率的な学校園施設の整備

取組みの重点

「西宮市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改築・改修を進める

学校施設全体の約7割が築30年以上と、老朽化が進行しており、その対応が大きな課題である一方で、市の厳しい財政状況からは、老朽化した施設の全てを従来の改築中心の手法で対応することは困難な状況である。

そこで、平成31年2月に策定した「西宮市学校施設長寿命化計画」(40年計画)に基づき、施設の目標使用年数を原則80年(=長寿命化)とし、令和元年度から計画的な改築・改修を進めている。

〈具体的方策〉

《施設の長寿命化と予防保全》

- ・築25年目と築50年目を改修の標準周期として
計画的・予防保全的改修を行う。

《必要な機能の整備と適正化》

 - ・学校の必要な諸室、避難所機能の整備を行う。
 - ・省エネルギー・省資源化や保守の効率化等を進
める。
 - ・転用可能教室を他の施設として有効活用する。

〈関連資料等〉

○長寿化とは

Q. 長寿命化とは? → A. 施設をできるだけ長く使用し、有効活用する考え方のこと

○西宮市学校施設長寿命化計画策定の目的

- 1 学校の安全性を確保しつつ、予算の平準化、トータルコストの縮減を図る。
 - 2 施設の良好な状態を維持し、よりよい教育環境を確保する。
 - 3 効果的・効率的に長寿命化を図り、改築や改修、施設の更新の優先順位付けを行う。

○西宮市学校施設長寿命化計画の考え方

望ましい学校規模、工事中の学校・近隣への影響、施工や配置計画の容易性、費用対効果、整備費用の分散等を考慮し、次の考え方を踏まえて学校単位で整備を進める。

■ 改築時期を集約

原則 80 年使用するが、築年数の異なる棟がある場合、一定期間に集約して改築を行う。

■ 費用対効果を考慮

学校単位で最も低コストとなる時期を算出し、各棟の使用年数を決定する。

○長寿命化のイメージ

